

民主党 国会レポート

2008

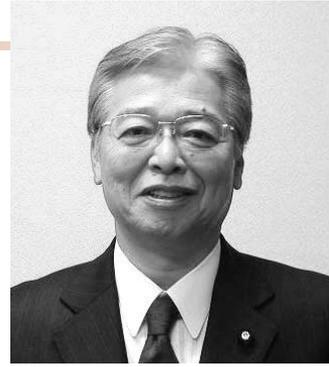
国民の
生活が
第一。



序文	「民主党国会レポート2008」発刊にあたって	p.1
第1章	167回臨時国会・168回臨時国会・169回通常国会総括	p.2
第2章	『次の内閣』の活動	
	1. 内閣	p.4
	2. 子ども・男女共同参画	p.6
	3. 行政改革	p.8
	4. 人権・消費者	p.9
	5. 総務	p.10
	6. 法務	p.12
	7. 外務防衛	p.14
	8. 財務金融	p.16
	9. 文部科学	p.18
	10. 厚生労働	p.20
	11. 農林水産	p.22
	12. 経済産業	p.24
	13. 国土交通	p.26
	14. 環境	p.28
	15. 予算	p.30
第3章	焦点となった法案への対応	
	1. 年金記録問題	p.32
	2. 道路特定財源制度改革関連法案	p.33
	3. 後期高齢者医療制度廃止法案	p.34
	4. 農業者戸別所得補償法案	p.35
	5. 被災者生活再建支援法改正案	p.36
	6. 国家公務員制度改革基本法案	p.36
	7. 青少年のネット利用環境整備法案	p.37
	8. 子ども手当法案	p.37
	9. ひもつき補助金廃止法案	p.38
	10. 政治資金規正法改正案	p.38
	11. 取り調べ可視化法案	p.39
	12. 少年法改正案	p.39
	13. テロ根絶法案	p.40
	14. 在日米軍駐留経費負担特別協定	p.40
	15. 租特透明化法案	p.41
	16. 教科書バリアフリー関連3法案	p.41
	17. 高校無償化法案	p.42
	18. 肝炎医療費助成法案	p.42
	19. 食の安全・安心対策関連法案	p.43
	20. 中小企業経営承継円滑化法案	p.43
	21. 国土交通省設置法等改正案	p.44
	22. 下水道法等改正案	p.44
	23. 地球温暖化対策基本法案	p.45
	24. 生物多様性基本法案	p.45
資料	民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正（167回臨時国会～169回通常国会） ..	p.46～47
	167回臨時国会の案件一覧（2007年8月7日～2007年8月10日）	p.48～49
	168回臨時国会の案件一覧（2007年9月10日～2008年1月15日）	p.50～53
	169回通常国会の案件一覧（2008年1月18日～2008年6月21日）	p.54～63
	第3次小沢『次の内閣』一覧（2007年9月1日～）	p.64

政権交代の準備はできた!

民主政策調査会長
ネクスト官房長官
直嶋 正行



昨年の参議院選挙で示された民意により、わが国の政治は大きな転換点を迎えました。参議院第1党の座を負託された民主党は、国民生活を置き去りにする政治を重ねてきた自公政権の暴走に歯止めをかけることに、全力を傾けて取り組んできました。

強きを助け、弱きを切り捨ててきたこの間の自民党政治は、結局この国全体の基盤を脆弱なものとししました。民主党の政策は、この国のかたちを如何に再構築するのか、という視点から組み立てられています。「国民の生活が第一」とは、つまり、まずは国民生活の基盤を確立することが政治の第一の役割・使命だ、ということです。一見遠回りに思われるかもしれませんが、これが、巡りめぐって、国民が納税者として社会を支え、消費者として市場を支え、経済を支える、強固な国の基盤づくりとなります。

民主党は野党でありながらも、マニフェストに記載した「国民の生活が第一」の政策の実現に実績を重ねています。

168回臨時国会では30本の議員立法を法文化し、27法案を提出。そのうち、被災者生活再建支援法改正案、政治資金規正法改正案等10法案が成立、5法案が参議院で可決しました。その他、政府提出法案でも、労働契約法案や最低賃金法改正案などでは、民主党の主張を踏まえた修正を行わせ、成立させました。

169回通常国会では、86法案を法文化し、そのうち68法案を提出しました。その中でも、介護人材確保やアスベスト被害救済など、国民生活や生命に直結する喫緊の課題を中心に、民主党の法案や政策主張に与党が歩み寄り成立し

た法案は14法案に上ります。政府提出法案でも、国家公務員制度改革基本法案や地球温暖化対策推進法改正案をはじめ、民主党の主張を踏まえた修正を行った上で成立させた法案は8法案を数えます。

野党でありながらも、質においても、数においても、民主党の政策力、法案実現力は明確に高まり、国民の手に政治を取り戻すことが現実にも可能であることの証左であると自負しています。そして、これらは、民主党の議員一人ひとりが、強大な霞が関官僚機構にひるむことなく、国民の声を真摯に受け止めて、コツコツと政策を立案し、法案の条文をしたためてきた成果にほかなりません。

また、4月には道路特定財源の暫定税率を一時的とはいえ撤廃できたことで、国民に実感できる成果を示すことができました。その他、年金記録問題や、税金の無駄遣い問題でも、民主党の地道な調査や国会での追及により、行政の怠慢や腐敗を明らかにしてきました。

しかしながら、与党からは、行政の情報にアクセスする機会が圧倒的に多いにもかかわらず、その実態が明らかにされたことはありません。国民から集めた保険料や税金の使い方を厳しく監視し、不正にメスを入れるのは政治の使命です。このことをとってみても、国民の信が、いずれの政党のもとにあるのかは明らかです。

この冊子は、現時点での民主党の立法活動、国会論戦の到達点を示すものです。そして、政権奪取へ向けた次なる出発点を記すものとしてまいります。ご一読の上、ご提言、ご教示を頂けましたら幸いです。

第1章 167回臨時国会・168回臨時国会・ 169回通常国会総括

「参議院第1党」の成果を法案と 国会論戦で示す

2007年7月29日、第21回参議院選挙が行われ、民主党は参議院第1党に躍進した。

167回臨時国会

2007年8月7日から8月10日(4日間)

与野党逆転国会の先駆け

参院選を受けて召集された国会で、民主党から江田五月参議院議長が選出された。民主党は年金保険料流用禁止法案を提出するなど、国民生活を重視した国会活動を本格化させた。

168回臨時国会

2007年9月10日から2008年1月15日(128日間)

安倍首相退陣と福田内閣の発足

内閣を8月27日に改造した後、安倍首相は9月12日に突然、政権を放り出した。自民党の福田康夫総裁が9月25日、衆議院で首班指名された。参議院は小沢一郎代表を指名した。

新テロ特措法で「再議決」の暴挙

168回臨時国会で福田内閣は、海上自衛隊によるインド洋での給油活動を継続するため、新テロ特措法を提出した。民主党はこれに反対し、独自にアフガニスタンで復興支援を行うテロ根絶法案を提出した。11月1日、テロ特措法の期限切れに伴って海上自衛隊は撤収する。国会審議の過程で防衛省・自衛隊や与党政治家にまつわる様々な疑惑も浮上し、政府与党は国会を二度にわたって延長した。

新テロ特措法は参議院で否決されたが、2008

年1月11日の衆議院本会議で、政府与党は同法案を57年ぶりの再議決によって、成立させた。その後、民意を無視して3回にわたって繰り返された「再議決」は、自公政権が統治能力を喪失した現実を反映するものであった。

年金記録問題で政府与党を徹底追及

民主党などが国会審議等を通じて追及した結果、年金記録問題の悪質な実態と社保庁の不祥事が次々に暴かれ、福田首相は自民党が参院選で掲げた年金照合の公約が実現不可能であることを認めざるをえなくなった。民主党は紙台帳との照合など年金記録問題解決のために建設的な提案を行ったほか、169回通常国会および国会閉会中も含め、年金問題における政府の対応を継続的に監視している。

民主党の主張をとり入れた法案が多数成立

168回臨時国会および169回通常国会で民主党は、農業者戸別所得補償法案、子ども手当法案、高校無償化法案、イラク特措法廃止法案など、参議院選挙マニフェストで国民に約束した内容を議員立法として国会に提出した。「政治とカネ」の問題では、国会議員関連の政治団体を対象に、人件費を除く1円以上の領収書公開を内容とする政治資金規正法の改正が行われた。民主党が参議院で第1党とならなければ絶対に実現しなかった改正と言ってよい。

また、国民生活を重視する民主党の意見を与党は無視できなくなり、被災者生活再建支援法改正案、葉害肝炎救済法案、介護人材確保法案など、民主党の主張を大幅に取り入れた重要法



党首討論に臨む小沢一郎代表(2008.4.9)



『次の内閣』閣議を開催(2007.10.10)

案が多数成立することとなった。

169回通常国会

2008年1月18日から6月21日(156日間)

ガソリン値下げを実現

169回通常国会では、政府の提出した予算案および税制関連法案をめぐる、冒頭から与野党が激突した。民主党などの野党は、既得権益に縛られた平成19年度補正予算案と平成20年度予算案を参議院で否決した。

道路特定財源について政府与党は根拠に乏しい民主党攻撃のネガティブ・キャンペーンを展開した。一方、民主党は道路特定財源制度改革法案等を提出し、暫定税率廃止、道路特定財源一般財源化、地方負担軽減を訴え、国民の支持を得た。結局、ガソリン税の暫定税率(=1リットルあたり25.1円)等が3月31日で期限切れとなり、4月にはガソリン値下げが実現した。自民党支配が一足先に崩れた瞬間だった。

政府与党は4月末に暫定税率復活の実質増税法案を再議決したほか、5月13日には道路特定財源を10年間維持するための道路財源特例法案を再議決した。福田首相が表明した一般財源化の方針に逆行し、民意を無視した矛盾だらけの国会運営であり、憲政史上に汚点を残した。

日銀総裁の天下り人事に反対

与党が「3分の2」の数の力で再議決できない国会同意人事では、民主党の存在感が際立った。政府は日銀総裁人事で財務省の天下り人事を二度にわたって強行しようとしたが、民主党

は反対して日銀出身の白川総裁誕生に道を拓いた。官僚の天下りにお墨付きを与えるための再就職等監視委員会の政府人事案も阻止した。

予備的調査で行政の無駄遣いをただす

参議院選挙後、民主党は①天下り②国の契約③独立行政法人④特殊法人⑤決算および平成20年度予算概算要求について衆議院に調査を求めた。結果、2万6千人以上の国家公務員OBの天下り先に12.6兆円もの資金が交付されていたこと等が明らかになり、これらをもとに政府の無駄遣い体質を徹底的に追及した。

後期高齢者医療制度導入で政府を糾弾

後半国会では、4月1日にスタートした後期高齢者医療制度が大きな争点となった。75歳以上のお年寄りを差別的に扱う内容だったうえ、政府の不手際も重なり、国民の不満が噴出した。民主党は政府のずさんな対応や虚偽説明を批判するとともに、後期高齢者医療制度廃止法案を4野党共同で提出した。支持率も低下した福田内閣は国民の信を決定的に失った。

首相問責決議案を史上初めて可決

福田政権が国民生活を無視し、官僚中心の政治を改めないことから、民主党などは6月11日、参議院に福田首相問責決議案を提出し、可決した。自公政権の機能不全に終止符を打ち、国民生活を重視した政治を実現するためには、一日も早く解散・総選挙を行い、民主党中心の政権交代を実現するしかないことが誰の目にも明らかになった1年間であった。

第2章 『次の内閣』の活動

1. 内閣

内閣部門は、内閣委員会、災害対策特別委員会、沖縄・北方問題特別委員会に取り扱われる政策課題を中心に、熱心な議論を行った。

改正被災者生活再建支援法成立

2007年7月に発生した新潟県中越沖地震では、11人が亡くなったほか、6千棟を超える住宅が全・半壊するなど、極めて甚大な被害が生じた。これまで全国で相次いだ自然災害でも、被災住宅の再建問題が大きくクローズアップされており、住宅再建に関する公的支援制度の不備が改めて指摘されていた。

民主党は以前から、住宅本体部分の再建のための支援制度が必要であると主張し、2004年から3度にわたって「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」を提出してきたが、新潟県中越沖地震の発生を契機に、被災者生活再建支援法改正作業チームを内閣部門内に設置し、再び法案を取りまとめ、2007年9月27日に参議院へ提出した。一方、政府与党は被災者生活再建支援法の改正にこれまで消極的だったが、民主党の取り組みに影響を受けて方針を転換し、与党独自案を取りまとめ、10月12日に衆議院へ提出した。168回臨時国会では参議院で民主党案が、衆議院で与党案が、それぞれ審議されることとなった。

民主党案・与党案は細部で相違はあるものの、被災者の住宅再建に資する新たな支援制度が必要であるとの趣旨は共通するものであった。そこで与野党が協議して合意に達し、それぞれの議員立法を撤回したうえで、与野党共同提出法案が可決・成立した。

本法案は、2007年の参議院選挙の結果として野党が参議院の多数を占める国会で、与野党がそれぞれの政策を法案提出の形式で主張し合い、国会の場で成案の取りまとめに至った初のケースとして、大きく注目された（詳細 p.36）。

銃による犯罪が繰り返されないために

長崎県佐世保市のスポーツクラブで2007年12月に発生した猟銃乱射殺人事件は、その事件の悲惨さや特異性が社会に衝撃を与えただけでなく、銃の所持許可のあり方について問題を投げかけた。そのため内閣部門では、銃の所持許可行政・基準の厳格化について検討するため銃器対策作業チームを発足させた。

銃による犯罪被害を防ぐためには厳格な所持許可行政・基準を定めなければならない。一方で猟銃やスポーツ用銃などの合法銃は、農業被害を防ぐための有害鳥獣駆除やスポーツ競技の振興・向上のためには欠かせない面がある。

同チームでは、銃を使う狩猟団体やスポーツ団体などからもヒアリングを行い、意見を十分に踏まえた上で、所持許可基準・銃弾管理の厳格化などを主な内容とする「銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案」を取りまとめ、169回通常国会で参議院に提出した。同法案は審議に至らず廃案となったが、民主党は引き続き銃を使用した犯罪被害の根絶に取り組む。

残された戦後処理課題の解決に向けて

旧日本軍により中国や日本国内に遺棄・放置された遺棄化学兵器について、その処理事業の



新潟県中越沖地震の被災地を視察(2007.10.22)

あり方や被害の拡大防止が急務となっている。そのため内閣部門では遺棄化学兵器問題作業チームを設置し、不正・利権の温床ともなっている政府の遺棄化学兵器処理事業の実態や、被害者救済スキームについて検証を行った。

また、韓国・朝鮮人等元BC級戦犯者問題について、169回通常国会で「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」を衆議院に提出した。これは戦前の朝鮮半島等で旧日本軍に徴用され、捕虜監視業務等に従事させられたことでBC級戦犯とされたにもかかわらず、日本国籍を離脱させられたため戦後の援護政策から排除され続けてきた、いわゆる韓国・朝鮮人等元BC級戦犯者に対し、給付金を支給する内容のものである。

各種法案の対応を議論

169回通常国会では、衆・参の内閣委員会で計9本の政府提出法案が審議され、うち8本が可決・成立した。

政府提出の「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」(出会い系サイト規制法改正案)は、出会い系サイト事業者について届出制を導入し、欠格事由・事業停止命令・事業廃止命令を創設する内容であった。出会い系サイト事業者にかかる規制を強化する方向は賛同できることから、民主党は賛成した。

しかし政府案が成立しても、出会い系サイトの利用に起因して子どもが犯罪に巻き込まれるケースについて抜本的な解決につながるとは考えにくい。民主党の主導により、衆議院青少年



内閣部門会議を開催(2008.6.11)

問題特別委員長提出で成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案」(詳細 p.37)とあわせ、今後も子どもの被害防止のための取り組みを進めていくことが必要である。

政府提出の「株式会社地域力再生機構法案」は、産業再生機構の経験をもとに、新たに「地域力再生機構」を設立することで、地域の中規模企業や第3セクターの事業再生支援を行う内容である。関係部門の合同会議で対応を協議したところ、機構設立の必要性や地域再生の実効性、対象企業選定にあたっての中立・公平性等について疑問が呈され、これらの解明のため審議は慎重に行うべきとの意見が多数を占めた。最終的に政府案は169回通常国会では採決に至らず、次期国会に継続審議とされた。

169回通常国会では宇宙開発利用の拡大を図る内容の「宇宙基本法案」が、衆議院内閣委員長提出で成立した。わが国の研究開発力の強化を図る内容の「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案」(詳細 p.19)も参議院内閣委員長提出で成立した。これらはいずれも民主党の積極的な主導のもとに成立した法案である。

沖縄政策について議論

民主党の沖縄政策である「沖縄ビジョン」改訂のため2008年2月に沖縄ビジョンプロジェクトチームを設置し、現地の視察や有識者との意見交換を行った。

2. 子ども・男女共同参画

子ども・男女共同参画調査会では、現行の省庁では縦割りとなっている子どもや家族に関する政策に総合的・横断的に取り組むため、関連する部門と連携し、2007年の参議院選挙で掲げた「子ども手当」の創設をはじめ、子どもたちが安心して育つことのできる環境の整備に向けてチルドレン・ファースト（子ども第一）で政策立案を進めた。

また、男女ともにワークライフバランスのとれた生活が送れるような意識改革、仕組みづくりを目指し、男女共同参画の立場からみた税制のあり方の見直しなどの議論を進め、真の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行った。

子ども手当法案を提出

民主党は、誰もが安心して子どもを産み育て、また育つことができるように、2007年の参議院選挙マニフェストで子ども一人当たり月額2万6千円を支給する「子ども手当」を掲げ、多くの支持を得た。その政策を実現するため、子ども・男女共同参画調査会では有識者等からのヒアリングや議論を重ね、中学校卒業までの子どもに、一人当たり月額2万6千円の子どもの手当を支給する「子ども手当法案」を2007年の168回臨時国会、2008年の169回通常国会に提出した。法案は、審議に至らず廃案となった（詳細 p.37）。

有害情報から子どもを守る

子ども・男女共同参画調査会では、インターネット上の違法・有害情報から子どもたちを守

るため、内閣・総務・文部科学の各部門と連携して違法・有害サイト対策プロジェクトチームを設置し、違法・有害サイトに関する情報収集とその対応をする「インターネット・ホットラインセンター」の視察や、業界団体や有識者等からの幅広いヒアリングを行い、議論を続けた。

その結果、与党とも同様の仕組みが必要との認識で一致し、衆議院青少年特別委員長提出により、169回通常国会で「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律案」を成立させた（詳細 p.37）。

性的搾取・虐待から子どもを守る

民主党は、子どもたちを性的搾取・性的虐待から守るため、子ども・男女共同参画調査会と法務部門の下に設置した児童買春・児童ポルノ処罰法改正検討チームで、有識者やNGO、出版団体等からヒアリングを実施し議論を重ね、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正案骨子」を2008年6月に取りまとめた。

主な内容は、児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の新設、罰則対象範囲の拡大、被害にあった子どもたちに対する保護規定の見直しとフォローアップ体制の確立である。今後、実効性のある法改正に向けて作業を進め、次期国会での法案提出を目指す。

ひとり親家庭も安心の子育てを

近年、社会保障関係費の削減が続いている。政府は、2002年の母子及び寡婦福祉法等改正で、2008年4月から母子世帯の母への就労支援を充



都内の児童福祉施設を視察(2008.5.20)

実させる代わりに児童扶養手当を削減する措置を決めたが、就労状況は改善されず、母子世帯には依然厳しい状況が続いている。

そこで民主党はこの減額規定を削除し、手当を従前どおり支給する内容の「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」を168回臨時国会で衆議院に提出した。

政府与党は2008年2月、削減措置の法律はそのままに、「期限を定めない政令」を決め、実質的に削減措置を適用しないこととした。しかし将来減額する可能性があるだけでなく、市町村に新たな事務費負担を発生させるなど、受給者に不安と過重な負担を生み出しているに過ぎない。

民主党提出の児童扶養手当法改正案は、169回通常国会で、政府提出の児童福祉法等改正案とともに衆議院厚生労働委員会で並行して審議されたが、与党の理解が得られず否決された。

母子世帯の自立のためには、就労支援と経済的支援を合わせた総合的な取り組みが有効と考えられる。民主党は、ひとり親家庭でも安心して子育てできる環境整備の実現に引き続き努力を続けていく。

児童福祉施設を視察

2007年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相談が4万件を超えるなど、虐待を受ける子どもが増加し、深刻化している。その一方で、被害を受けた子どもたちの育ちを支える仕組みは整っていない。

民主党は2008年5月、保護を必要とする子どもたちの置かれている状況を知るため、虐待



児童扶養手当法改正案を衆議院厚生労働委員会で提案(2008.5.21)

など何らかの理由により保護者と暮らせない子どもたちの生活の場である児童養護施設と、中学校卒業後15歳で自立を求められる子どもたちが生活する自立支援ホームを視察した。施設側からは、問題点として、数十年間も見直されていない施設の設置基準や職員配置基準の抜本的な改善等が指摘された。

子ども・男女共同参画調査会では、こうした指摘を今後の国会審議に生かすとともに、公的補助による施設の安定や職員配置基準等の見直し、児童相談所との連携強化を進めるため、今後の政策立案につなげていく。

男女共同参画推進本部との連携

2007年の統一自治体選挙や参議院選挙で民主党が躍進し、女性議員の議席も大幅に増えた。民主党では、自治体議員と国会議員が毎年「女性議員ネットワーク会議」などを開催し、政策と運動を連動させながら活動を強化している。今後も男女共同参画社会の実現に向け、党の男女共同参画推進本部と連携して取り組みを進める。

法務部門と共管での取り組み

子ども・男女共同参画調査会では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案」「少年法の一部を改正する法律案」「民法等の一部を改正する法律案」(民法772条嫡出推定制度改善法案)「民法の一部を改正する法律案」(選択的夫婦別氏等法案)等について、子どもや家族の視点から、法務部門と連携して議論を進めた(詳細 p.12、p.13)。

3. 行政改革

行政改革調査会では、2007年参議院選挙マニフェストに掲げられた事項をはじめ、行政改革に関連する諸課題について議論した。

税金の無駄遣いの根絶に向けて

わが国の厳しい財政状況や社会経済情勢の変化にかんがみれば、肥大化・硬直化した行政機構の整理・合理化を図ることは急務である。2007年参議院選挙マニフェストでは、その一環として、天下りのあっせんの全面的禁止、官製談合などによる税金の無駄遣いの根絶、特殊法人・独立行政法人・特別会計の原則廃止など、行政改革の方向性を明記した。

行政改革調査会では、マニフェストに掲げた方向性について、内容を充実させ、具体化するための検討を行った。まず独立行政法人・特殊法人については、廃止や民営化等を総合的・効果的に推進するため、「独立行政法人及び特殊法人の廃止、民営化等の推進に関する法律案」を取りまとめた。また、随意契約の見直し・削減に関する取り組み等について政府からヒアリングを行い、これらの知見をもとに、予算委員会や各種委員会などでの国会質疑等を通じ、政府の姿勢を鋭く追及した。

国民のためになる行政組織の構築

真に国民のためになる行政組織をつくるには、税金の無駄遣いを根絶する一方で、効率的・効果的な公務員制度をつくりだすことも必要である。このため行政改革調査会では、公務員制度改革の趣旨および改革すべき具体的方策について議論を重ね、「霞が関改革・国家公務員制

度等改革重点事項」を取りまとめた。

他方で政府からは、「国家公務員制度改革基本法案」が提出され、公務員制度改革のあり方が169回通常国会の焦点課題となった。政府案は、幹部公務員の一元化や硬直的キャリア制度の廃止などの方向性は一定の評価ができるものの、その内容は不十分なものであった。そこで、民主党の「霞が関改革・国家公務員制度等改革重点事項」をもとに政府案の修正について与野党協議を行った結果、民主党の考え方を基本として合意し、与野党共同での法案修正が実現した（詳細 p.36）。

天下り問題の根絶に向けて

「国家公務員制度改革基本法案」の修正合意では、天下り問題については取り上げられず、今後の検討課題となった。そのため行政改革調査会では、天下りによる弊害を根絶するため、再就職あっせんの禁止、勸奨退職の禁止、定年の延長等について定めた「国家公務員退職管理適正化等改革推進法・骨子」を取りまとめた。今後も民主党は、天下りによる弊害の根絶に向けて取り組む。



国家公務員制度改革基本法案の修正案を審議
(2008.6.30)

4. 人権・消費者

人権・消費者調査会では、消費者の立場から行政を監視する「消費者権利擁護官法案」の立案をはじめ、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案」の成立、アイヌ民族を先住民族とする国会決議についての議論など、人権問題や消費者政策の立案に精力的に取り組んだ。

「消費者権利擁護官法案」を提案へ

民主党は結党以来、「生活者」「消費者」を代表する政党として、常に消費者サイドに立った政策実現に取り組んできた。一方、福田首相は169回通常国会の施政方針で、消費者重視の行政に転換し消費者行政を一元的に推進する権限を持つ新組織発足を表明、2009年度に消費者庁を設置する考えを明らかにした。民主党の政策を政府与党が後追いしてきた感があり、今後、政府案の成り行きを注視する必要がある。

民主党は、消費者庁構想に対し、消費者団体や法曹界と議論しながら検討を進め、「消費者権利擁護官法案」（消費者オンブズパーソン法案）骨子を2008年6月に取りまとめた。真に消費者の立場から行政を監視する仕組みであり、次期国会での法案提出を目指し取り組む。

オウム真理教犯罪被害者救済法案

1995年3月20日の地下鉄サリン事件など、オウム真理教による数々の犯罪による被害は甚大であった。被害者や遺族は、国家体制を破壊しようとする同教団による犯罪の犠牲となったもので、同教団に対する破産申立事件で賠償措置がとられてもなお十分な救済がなされてい

かった。

民主党は、国がその被害救済を図ることの緊急性を考え、被害者等に給付金を支給し、国がその債権を厳格に回収する内容のオウム真理教犯罪被害者等救済法案を169回通常国会で衆議院に提出した。

これをきっかけに早期の問題解決で与野党が一致し、超党派議員立法としてまとめることとなった。民主党は独自案を撤回し、衆議院内閣委員長提出でオウム真理教犯罪被害者救済法案が全会一致で可決・成立した。

アイヌ民族を先住民族とする決議

国連総会で2007年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が日本政府も賛成して採択された。アイヌ民族にとっての悲願であり今後の政府の動向が問われる。政府は、国際的に確立した先住民族の定義がない等を理由にアイヌが先住民族かどうか結論を下せないとしている。一方、国会は1997年のアイヌ文化振興法成立時に「アイヌの先住性は歴史的事実」との附帯決議を行う等、アイヌ民族の思いを受けとめる取り組みを行ってきた。

169回通常国会では、上記国連宣言や2008年7月の北海道洞爺湖サミットも機に、国会の意思を示すべきとの機運が与野党の枠を超えて高まった。その結果、アイヌ民族を先住民族とし、アイヌ政策のさらなる推進をはかるための本会議決議がまとまり、6月6日衆参両院の本会議において全会一致で可決された。

5. 総務

総務部門では、部門独自の活動のほか、分権調査会、行革調査会、内閣部門、違法・有害サイトプロジェクトチーム等と連携して、議員立法活動や閣法審査を行った。

また、総務部門と厚生労働部門・年金調査会は「消えた年金」問題等に関する社会保険庁等の取り組みを厳しく監視した（詳細 p.21、p.32）。

政治団体の事務所費等を透明化

民主党が主導して、国会議員やその候補者の関係政治団体の1円以上の支出（人件費を除く）について領収書を公開すること等を盛り込んだ「政治資金規正法の一部を改正する法律案」を2007年12月に超党派議員立法として成立させた（詳細 p.38）。

予算関連法案をめぐる政府を追及

政府の税収見込の甘さのために平成19年度の地方交付税が約3千億円不足する事態となったことに伴い、政府は「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。民主党は、福田首相の経済無策を厳しく批判した上で、地方が当分の間、減収補てん債を発行できるように法案を修正し、成立させた。

また、民主党は、平成20年度予算に関連する「地方税法等の一部を改正する法律案」「地方法人特別税等に関する暫定措置法案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」の徹底審議を求めたが、政府与党は衆議院で強行採決し、参議院での審議中にもかかわらず「みなし否決」し、衆議院で再議決した。

放送の独立性、多様性を確保

政府は、「放送法等の一部を改正する法律案」を166回通常国会に提出した。民主党は①虚偽放送の再発防止計画の提出を求める新たな行政処分を削除②NHKに対する命令放送制度の対象となる放送事項を限定するとともに「放送番組編集の自由」を明記③同一株主が保有する認定放送持株会社の議決権の上限を2分の1以下から3分の1未満に引き下げる——等の修正を行い、168回臨時国会で成立させた。

地方分権国家実現への取り組み

分権調査会では、2007年5月に中間報告を取りまとめて以降、「基礎的自治体」を母体とする地方分権国家への道のりを示すため、様々な分野の有識者などからのヒアリングや意見交換を行い、報告書の取りまとめに向けて精力的な活動を行った。

また、分権調査会と総務部門が連携して、2008年2月に、真の地方自治の第一歩となる「個別の補助金等の廃止による一括交付金制度の創設等に関する法律案」（ひもつき補助金廃止法案）を取りまとめた（詳細 p.38）。

国民の視点から公共サービスを見直す

総務部門では、国民のニーズに合った公共サービスの提供、公共サービスにおける行政・企業・NPO等の適切な役割分担の実現等、公共サービスが抱える課題の解決に取り組んだ。

検討チームを設けてヒアリングや議論を重ね、2008年6月に「公共サービス基本法案」を取りまとめた。その内容は①国民が「良質な公



総務委員会で地方税関連の与党「つなぎ法案」に抗議
(2008.1.30)

共サービスを楽しむ権利」等を有していること②国・自治体は国民の意見を踏まえて公共サービスを不断に見直すこと③国民のニーズに対応するため、国・自治体・企業・NPO等のベストミックスによって公共サービスを実施すること——等を規定するものである。与党との協議を行ったが、169回通常国会の終了時点では合意に至らず、提出はしていない。

国民の生活を守る議員立法を立案

民主党は、郵政民営化を延期する「郵政民営化法の一部を改正する法律案」を、167回臨時国会に社民党・国民新党と共同提出したが廃案となった。日本郵政の民営化を見直すまで株式売却を凍結する内容の「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」を、168回臨時国会に前回と同様に3党共同で提出し、参議院で可決、衆議院で継続審議となった。

169回通常国会では、振り込め詐欺防止のため、事業者へのレンタル携帯電話契約時の本人確認の義務付け、政府による不正利用の手口に関する情報の収集や周知等を規定した「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案」を衆議院総務委員長提出で成立させた。

また、国政選挙等に電子投票の導入を可能にするため、与党議員立法として提出されていた「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案」は、168回臨



総務部門会議を開催(2008.6.11)

時国会で衆議院を通過した。ところが169回通常国会では、自民党内の意見の対立によって参議院での審議が行き詰まり廃案になるという前代未聞の事態となった。

無駄遣いの実態を暴く

総務部門では、予算審議に当たって総務省に予算の積算資料の詳細を提出させ、精査した。役所がずさんな見積もりで予算請求している様子を明らかにして、無駄遣いの実態を浮きぼりにしていった。

また、特殊法人の契約や天下りの実態を解明するための予備的調査を衆議院総務委員会で実施した。旧道路公団3社等は当初回答を拒否したが、民主党の粘り強い要求によってようやく資料の提出に応じた。その結果、旧道路公団3社が、職員の天下り先と結んだ契約のうち7割以上が随意契約であること等が判明した。

電波利用料の用途拡大に歯止め

政府は「電波法の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出したが、民主党は電波利用料の無駄遣いを防ぐために、その用途を限定する等修正し、可決・成立させた。

公職選挙法の見直し

昭和25年制定の公職選挙法を今日の社会に合ったものとするため、党政治改革推進本部は2008年3月に公選法見直し小委員会を設置し、公選法の見直し作業を行った。その結果、障がい者への配慮、不必要な規制の撤廃等の観点から公選法を抜本的に改正する方向性を示した。

6. 法務

2007年参議院選挙公約である「取り調べの可視化で冤罪防止」実現のため、168回臨時国会で「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を参議院に提出、169回通常国会で可決した（詳細 p.39）。168回臨時国会で「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」「検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案」に賛成、169回通常国会で「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案」（被害者国選弁護士法案）に賛成、「保険法案」「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」は附帯決議を付して賛成、「少年法の一部を改正する法律案」は修正し賛成（詳細 p.39）、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案」は参議院法務委員長提出で成立した。

被害者国選弁護士制度の創設

被害者国選弁護士法案は、166回通常国会での刑事訴訟法等改正により刑事裁判手続への被害者参加制度が創設されたことに伴い、資力の乏しい被害者参加人も被告人質問等で弁護士の法的援助を受けられるようにするもの。民主党も、刑事訴訟法等改正案の審議時に同制度の整備を求めていることから、賛成した。

保険法の100年ぶりの見直し

保険法案と関係法律整備法案は、商法上の保険契約に関するルールを約100年ぶりに見直し単行法として制定するもの。傷害疾病定額保険

契約に関する規定の新設、消費者保護のための契約締結時の告知ルールの整備や片面的強行規定の導入などが図られているが、保険給付の履行期限、解除事由などの点で消費者保護に必ずしも十分とはいえない点もあり、慎重に審議し詳細にわたる附帯決議を付した。

選択的夫婦別氏等法案を再提出

1998年以来累次にわたり提出している、選択的夫婦別氏制度導入を柱とする「民法の一部を改正する法律案」を、169回通常国会で参議院に野党共同で提出した。法案には選択的夫婦別氏制度のほか婚姻適齢を男女とも18歳とすること、再婚禁止期間を100日に短縮すること、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一にすることなどを盛り込んでいる。未了廃案となった。

死因究明充実法案への共感広がる

保険金殺人や相撲部屋新弟子傷害致死事件などの犯罪死や欠陥湯沸かし器による一酸化炭素中毒死などの事故死を病死と取り違える問題が近年相次いでいる。その背景には、日本の死因究明機関が貧弱である、解剖のできる法医学者が極端に少ない、大学・研究機関で死因究明にほとんど予算を投入していない等の事情がある。

民主党は死因究明制度充実を目指し、2007年の166回通常国会で衆議院に「非自然死体の死因の究明の適正な実施に関する法律案」「法医学研究所設置法案」の死因究明2法案を提出した。169回通常国会では衆議院法務委員長主催で理事・委員対象の死因究明勉強会が計5回開かれ、民主党案に党派を超えて関心が高まっ



東京家庭裁判所の少年審判廷を視察(2008.1.31)

ている。

民法嫡出推定規定の見直しを検討

「戸籍のない子」が近年問題となっているが、その原因となっている民法772条の嫡出推定制度について立法的改善を図るため子ども・男女共同参画調査会と連携して民法772条見直し検討チームを設置、当事者の事情などを詳しく調査してきた。その結果、離婚による婚姻解消の場合、子の懐胎当時に事実上の離婚状態にあったことを公証人法の「宣誓認証制度」を利用した母の陳述書の形で提出すること等により推定排除を認めることとする規定を民法・戸籍法に追加する見直し案を取りまとめた。

性同一性障害者特例法の改善

性同一性障害者の戸籍上の性別変更について定めた性同一性障害者特例法は、これまで「現に子がいないこと」を性別変更の審判を行う要件としていた。同法施行3年後見直しの規定を踏まえ、子ども・男女共同参画調査会と共同で性同一性障害者特例法見直し検討チームを設置し当事者らから意見聴取、子なし要件を削除すべきとの認識に達したが、削除に反対する与党と協議の結果、要件を「現に未成年の子がいないこと」と緩和、改正附則に検討条項を置くことで一歩前進として了承した。

刑務所内の人権と医療の改善

徳島刑務所で2007年11月、受刑者20数人が工場内にバリケードを築いて立てこもり、その場にいた刑務官を倉庫に引き込んで暴行を加



取り調べ可視化法案を参議院法務委員会で審議(2008.6.3)

えるという事件が起きた。その後の調べで、この事件の背後には刑務所医務課長による直腸指診を用いた受刑者への虐待や投薬拒否、C型肝炎患者への治療不十分等、所内の医療の問題が横たわっていることが明るみに出てきた。民主党は事件直後から法務省に再三にわたり情報開示や実態解明を求め、2008年6月には徳島刑務所の現地視察も行って事件の再発防止と刑事施設における適切な医療の確保などを求めた。

さまざまな課題への取り組み

このほか、児童買春・児童ポルノ処罰法改正検討チームを子ども・男女共同参画調査会と共同で設置し、具体的な改正方向について取りまとめた(詳細 p.6)。また、難民の第3国定住問題を含め、日本の難民受け入れをよりオープンにするため、難民・外国人の人権問題検討チームを設置し、有識者からヒアリングを重ねている。死刑に代わる刑の選択肢としての「仮釈放のない終身刑(重無期刑)」の創設問題を中心に刑罰のあり方をめぐる問題を幅広く検討するため、刑罰のあり方検討プロジェクトチームを内閣部門・厚生労働部門と共管で設置し、検討を開始した。2009年5月には裁判員制度がスタートするが、国民の間では裁判員に選出されることへの懸念や制度への疑問の声が日々強まっている。民主党は、裁判員制度実施延期を求める決議を行った弁護士会などからのヒアリングも行い、今後残された期間に、裁判員の負担を軽減し、制度の円滑なスタートを切ることができるよう、引き続きあらゆる手だてを検討することとしている。

7. 外務防衛

外務防衛部門は、2007年の参議院選挙後、最大の焦点となったテロ特措法延長をめぐり、対案としてテロ根絶法案（詳細 p.40）を提出するとともに、国政調査権の発動も含む情報公開を政府側に徹底的に求めた。その結果、補給艦「ときわ」の給油量取り違えや航泊日誌の誤破棄が発覚し、同時期に、防衛省の守屋前事務次官による汚職が明るみに出た。民主党は、事故や不祥事の再発防止のため、石破防衛大臣らの責任を追及した。さらに、7月に開催の北海道洞爺湖サミットに向け、日本が外交上のリーダーシップを発揮するよう、政府に働きかけた。

防衛省の不祥事への取り組み

防衛省・自衛隊では、上記事案のほか、情報流出、護衛艦「しらね」の火災、不透明な防衛調達など、規律の緩みとみられる事案が噴出した。民主党は政府に対し防衛機密や情報保全体制を見直し、監査機能を強化するよう求めてきた。その渦中に、イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故が発生し、事故処理をめぐる連絡体制の不備など官邸と防衛省の危機管理能力の欠如が露呈した。民主党は、現地調査団の派遣などを通じ、改めて事故や不祥事の再発防止、原因の徹底的な究明のため厳しく政府の責任を追及した。また、規律の緩んだ防衛組織を立て直すため、防衛省の組織改革のあり方についても、国会によるシビリアン・コントロールを徹底する見地から建設的な議論を進めた。

なお、政府が169回通常国会に提出した、自衛官の定数変更等に関する「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」は、衆議院で可決、参

議院に送付されたものの、与党側が審議に応じなかったため、未了廃案となった。

イラク特措法廃止法案を可決

民主党は、「イラクから自衛隊を即時撤退」を掲げた参議院選挙マニフェストを踏まえ、「イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案」（イラク特措法廃止法案）を168回臨時国会に再提出した。戦争の大義、非戦闘地域の概念、航空自衛隊の活動がイラク復興の目的にかなっているのか等、イラク特措法に基づく自衛隊の活動には多くの疑念がある。委員会では①非戦闘地域の認識②米・英国等による対イラク武力行使の正当性③民主党のイラク復興支援策④国際平和協力に対する考え方——等について質疑が行われた。法案は参議院本会議で可決、衆議院に送付されたが、審査未了廃案となった。

地位協定の抜本改定を要求

在日米海兵隊員による女子中学生暴行事件が2月10日に発生、米軍は徹底した綱紀粛正と再発防止を約束したにもかかわらず、米兵による不祥事が相次いだ。民主党は、米側に強く抗議し、政府に対しても再発防止の緊急対策を求めた。併せて日米地位協定の抜本的な見直しが必要と認識し、改定案を取りまとめ、社民党・国民新党と協議の上、3党共同案を策定し、政府に申し入れた。内容は①基地の外に居住する米軍関係者に外国人登録を適用②基地の外で発生



沖縄女子中学生暴行事件調査団を派遣(2008.2.15)

した犯罪は公務中であっても日本が第一次裁判権を有する③米軍の活動によって生じた環境被害は米側が原状回復措置をとる——等である。政府は、運用改善で対処可能とし、協定改定は必要ないとしている。民主党は、今後も地元や他党と協力して、改定の実現に尽力する。

中国、韓国との建設的な関係構築

中韓両国は、6者協議の当事国であり、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題の解決など、東アジアの外交・安全保障にとって重要な隣国であるが、両国間には、懸案事項も横たわっている。

民主党は、2007年12月に日中国交正常化35周年を記念して、小沢代表を団長とする「大長城計画訪中団」を派遣、胡錦濤国家主席と会談し、両党の信頼関係の中で問題解決への道を切り開いていくことを確認した。北京オリンピックを控え、中国製ギョーザ中毒事件、チベット問題や環境問題、軍事力の透明化など、問題の解決に向けて取り組んでいる。なお、東シナ海ガス田開発問題は、解決に向けて前進したことを評価し、残された課題についても真摯に対話を続けていくことを政府に求めている。

韓国とは、小沢代表が李明博大統領と会談し、東アジアや世界の安定と平和に寄与するため、両国の信頼関係を強化、さらに日韓中3カ国の強力な信頼・協力関係を構築していくことで意見が一致した。このような見地から、竹島問題の解決や日韓FTA締結などに取り組む。

北朝鮮問題への取り組み

民主党は、わが国の平和と安全のため、北朝



テロ根絶法案を参議院に提出(2007.12.21)

鮮に対する制裁措置は当面継続すべきだと考え、169回通常国会では特定船舶入港禁止法および外為法に基づく措置の延長を承認した。しかし、その後の日朝実務者協議で、北朝鮮が日本人拉致問題解決に向けた再調査等を約束したため、政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部解除を表明した。民主党は、再調査の手法も不明であることから、拉致被害者や家族の早急な帰国、真相究明と実行犯の引渡し等について具体的な行動を取らない限り、制裁を継続すべきと主張している。米国のテロ支援国家指定解除の動きもあり、慎重な見極めが必要である。民主党は国際社会にも強力な連携を働きかけ、拉致問題の解決に向けた主体的な外交を展開する。

経済連携協定への取り組み

政府は、ブルネイ、インドネシアとの経済連携協定(EPA)を168回臨時国会に提出した。民主党は、EPAを積極的に推進する立場をとっており、特に両国との間で、エネルギー・鉱物資源の安定供給に資する枠組みが設けられたことは、わが国にとって、資源の安定的な確保とエネルギー安全保障におけるパートナー関係の構築に資すると判断し、承認した。

政府は、ASEANとのEPAを169回通常国会に提出した。東アジア共同体につながる重要な協定であり、政府に対して東アジア共同体構想を戦略的に取り組むよう要請し、衆議院で承認、参議院に送付したが、与党が防衛省疑惑についての審議に応じず、委員会審議が間に合わなかった。与党は、会期の1週間延長を強行し、本協定は自然成立した。

8. 財務金融

財務金融部門は、税制調査会、予算調査会と連携するとともに、金融に関する勉強会、公開会社法プロジェクトチームを設け、それぞれ専門的な立場から活発に活動を行った。

税制改革大綱を取りまとめる

民主党税制調査会は、「2008年度の税制改革大綱～納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く」を取りまとめ、2007年12月26日に『次の内閣』で了承された。

大綱では①納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」という原則を定める②社会の変化・時代の変化に対応する③諸外国の新たな取り組みを積極的に取り入れる——という考え方の下、税制の抜本改革の姿が示され、その実現に向けた第一歩として平成20年度税制改正への具体的な対応方針が示された。

大綱の「各税目における将来の方向性」の概要は次の通り。所得税は①給付付き税額控除制度導入②所得控除から手当へ転換③給与所得控除の適用所得の上限創設。相続税は中堅資産家層の育成に配慮しつつ課税ベースや税率構造を見直す。法人税は①中小企業への支援を重視②起業に係る税制を全般的に見直す③租特を抜本的に見直す。消費税は①財政赤字の穴埋めには使わず、社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確化②インボイス導入と基礎的消費に係る税額の還付制度創設③税率の検討は社会保障目的税化や社会保障制度の抜本改革を前提。個別間接税は①「グッド減税・バッド課税」に基づく体系を整理②自動車関係諸税を抜本的に整理。自動車取得税は廃止、自動車重量

税・自動車税は保有税（地方税）に一本化、燃料課税は「地球温暖化対策税」（仮称）に一本化。納税環境整備については①「納税者権利憲章」制定と確定申告原則化②税と社会保障共通の番号制度導入③社会保険庁は廃止して国税庁に統合し「歳入庁」創設。

大綱の「平成20年度税制改正への対応」の概要は次の通り。①所得税の人的控除の一部を「子ども手当」に転換、公的年金等控除等の見直し、証券税制見直し等で個人の格差に対応②地方間の財政格差は財政調整制度の調整機能の強化で対応③特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置廃止、事業承継に係る税負担軽減、消費税現行維持等で、厳しい環境にある中小企業・地域・個人の生活を元気づける④寄附税制拡充、特定非営利活動法人支援税制拡充等で市民が公益を担う社会を実現⑤租特（租税特別措置）透明化法案を通常国会に提出⑥道路特定財源は地方分を含め一般財源化、暫定税率全廃、地方の道路整備事業は従来水準を維持できるよう財源確保、「地球温暖化対策税」（仮称）の制度を設計⑦罰則強化や重加算税割合引き上げ等。

自主共済存続のために法案を提出

保険業法改正により、社会的に有意義な自主共済までも廃業に追い込まれる事態が生じた。民主党は①一定の基準を満たす共済を「保険業」から除外②経過措置を1年延長——等の内容の「保険業法等の一部を改正する法律案」を168回臨時国会に提出したが、廃案となった。169回通常国会には、野党4党と無所属議員共同で、経過措置1年延長に絞った同名の法案を提出し



道路特定財源改革関連3法案を参議院に提出
(2008.2.29)

たが、廃案となった。

民主党は、振り込め詐欺被害者の迅速な救済のために、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案」を168回臨時国会に提出した。与党も同様の法案を提出していたため、民主党は与党と協議を行い、与党案から①公告手続きを改善②政府の周知広報・公表責務を規定③金融機関の立証責任を軽減する——ことで合意。両案撤回の上、衆議院財務金融委員長提出で成立させた。

暫定税率の廃止と復活

政府は、揮発油税等の暫定税率の10年延長を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。一方、民主党は、税制改革大綱に示した道路特定財源改革の方針を法案化した「揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案」（特定財源制度改革法案）等を提出し、参議院で政府案と並べて審議を行い、政府案および道路特定財源制度の問題点を際立たせた。しかし、政府与党から道路特定財源の抜本改革案が提示されなかったため、3月31日までに所得税法等改正案の採決が参議院で行われず、暫定税率は期限切れを迎えた。しかし、与党は4月30日、衆議院で所得税法等改正案の再議決を強行し、暫定税率は復活した（詳細 p.30、p.31、p.33）。

民主党は、税制改革大綱に基づき、「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」



新銀行東京問題について金融庁からヒアリング
(2008.3.21)

（租特透明化法案）を提出、参議院で可決したが、衆議院では議論されず廃案となった（詳細 p.41）。また、特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置を廃止する「法人税法の一部を改正する法律案」を提出したが、廃案となった。

天下り人事に反対

政府与党は、日本銀行の総裁候補に2度、副総裁候補に1度、財務省出身者を提示してきた。これまで日銀の正副総裁は、どちらかが財務官僚に配分され、天下りポスト化していたため、民主党は同意せず、参議院で人事案は不同意となった。日銀出身者を副総裁候補に充てる人事案には民主党も同意し、その副総裁を総裁に昇格させる人事案にも同意した。

政府は、プロ向け市場の創設、ファイアーウォール規制の見直し、課徴金制度の見直し等を行う「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。わが国の金融資本市場の競争力強化に向け一歩前進の内容であったため民主党は賛成し、成立した。

「緊急経済・生活対策」を策定

定率減税廃止等の国民負担増等や原油価格高騰などによる物価上昇、サブプライムローン問題の影響が拡大し金融市場の動揺と米国経済の減速を招いていること等、現在の日本経済は本格的な景気後退期に入ることが懸念される状況にあるとの認識から、民主党は、緊急経済対策プロジェクトチームを設置、家計、地方および中小企業・中小事業者を重視した「緊急経済・生活対策」を国民新党と共同で発表した。

9. 文部科学

文部科学部門は、168回臨時国会から169回通常国会にかけて、参議院選挙マニフェストで掲げた高校無償化法案をはじめ、8本の民主党議員立法の提出、3本の超党派議員立法の成立に取り組んだ。また、教科書検定手続きの見直しや、文部科学省の無駄遣い調査、スポーツ政策、文部科学省前文教施設企画部長による汚職問題についても、部門会議内に小委員会を設置し、活発な議論を行った。

弱視の子どもたちの学習権を保障

小中学校に在籍する弱視の子どもたちのためのいわゆる拡大教科書の普及・充実を促す「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案」が169回通常国会で参議院文教科学委員長提出により成立した（詳細 p.41）。

高校無償化法案を提出

民主党は、高等学校の授業料を実質的に無償化することなどを盛り込んだ「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（高校無償化法案）を169回通常国会に提出した（詳細 p.42）。

教科書検定問題への対応

文部科学省が高等学校用日本史教科書の検定手続きに際し、沖縄戦で日本軍が住民に集団自決を強制したとの記述を「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」として削

除させていた問題が、2007年9月に明らかとなった。これを受けて民主党は、鳩山幹事長が談話を発表し、部門会議で検定結果の内容や、教科書検定手続きの見直しを検討した。今後も、教科書検定手続きの中立性・公平性・透明性を一層高めるため、その見直し・改善を検討する。

学校施設の耐震化促進へ向けて

耐震性が確認された公立小中学校施設の建物は半数に満たない状況にあり、学校施設耐震化の推進が喫緊の課題となっている。民主党は、地方公共団体が学校施設の耐震改修を行う際には国負担分をかさ上げする「公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案」を、155回臨時国会、164回通常国会に続き、166回通常国会に提出したが、継続審議となっていた。

民主党の取り組みや、2008年5月の中国四川大地震もあり、与党もようやく学校施設耐震化の必要性への認識を深め、与野党で同様の趣旨の法律案を成立させる必要があるとの意見で一致した。169回通常国会で、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案」を超党派議員立法としてまとめ、民主案を撤回し、衆議院文部科学委員長提出で成立させた。その内容は①公立小中学校等の耐震診断の実施と結果の公表を義務化②3年間に期間を限定し地方公共団体が学校施設の耐震改修を行う際には国負担分をかさ上げ③対象を公立幼稚園にまで広げるもの。



教科書バリアフリー関連3法案を参議院に提出
(2008.3.18)



教員数拡充法案を衆議院に提出(2007.11.29)

研究開発力強化法を制定

研究開発分野における世界の競争がますます激しくなる中、天然資源に乏しく、少子高齢化による人口構造の変化が予想されるわが国が、経済成長を維持し国民の福祉を今後とも向上させるためには、科学技術をいっそう発展させ、その成果をイノベーション（技術革新）につなげていくことが不可欠である。

民主党は、そのための法整備が必要だと考え、他党との協議をすすめ、参議院内閣委員長提出により、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案」を、169回通常国会で成立させた。主な内容は①若手研究者らが活躍できる環境の整備②研究者の人件費確保③国からの研究開発資金等の柔軟な運用④政府の科学技術振興体制の見直しなどである。

子どもの安全を守るため法案修正

政府は、学校保健および学校安全の充実などを図る「学校保健法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。民主党は、未来を担う子どもたちの安全を守るためには、政府案に加え、総合的に対応する基本法が必要だと考え、164回通常国会、166回通常国会に続き、169回通常国会に、国や地方公共団体に総合的な学校安全対策の実施を促す「学校安全対策基本法案」を提出したが、廃案となった。

政府案は、財政措置や国・地方公共団体の責務が不明確であったため、民主党は独自の「学校安全対策基本法案」をベースに政府案を修正し、賛成した。

義務教育関係事務の緊急移管制度

義務教育についての学びの権利は、どんな状況でも国民に保障されるべき重要な権利であるが、財政が破綻状態にある市町村では、義務教育に係る十分な保障が困難なところも見受けられる。そこで民主党は、そうした市町村を対象に、緊急に国の責任で小中学校の適切な教育環境を確保する「財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案」を、166回通常国会に続き、169回通常国会に提出した。同法案は、参議院文部科学委員会での審議を経て、参議院本会議で可決されたが、衆議院で審査未了廃案となった。

教員数と教育予算の充実を目指して

民主党は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（教員数拡充法案）を168回臨時国会に提出したが、廃案となった。これは、公立学校の教職員の総数について、児童生徒の減少に見合う数を上回る数の純減を行うための措置を講ずる旨を定めた行革推進法55条3項などを削除し、教職員の十分な人材配置の確保を図るもの。また、学校教育にかかる予算の確保・充実を図るため、国内総生産に対する一定比率を教育予算として確保する旨の規定を盛り込んだ「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」を165回臨時国会、166回通常国会に続き、169回通常国会に提出したが、廃案となった。

10. 厚生労働

厚生労働部門では、医師不足問題に象徴される医療崩壊、年金記録、介護人材不足、肝炎、後期高齢者医療制度等の問題についてヒアリングを重ね、国会論戦に挑んだ。

労働関連2法案の修正を実現

政府が166回通常国会に提出した「労働契約法案」「最低賃金法の一部を改正する法律案」に対し、民主党は168回臨時国会で対案を提出、修正協議が行われた。労働契約法案では民主党の修正要求のうち①異なる雇用形態でも就労の実態に応じた均衡待遇を考慮②ワークライフバランスに配慮③有期労働契約の解除に際してやむを得ない事由があることの証明責任が使用者側にあることを明確化——等の条文修正を実現した。最低賃金法改正案では、民主党の主張を反映し、地域別最低賃金の原則に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」配慮することが盛り込まれた。これにより最低賃金は少なくとも生活保護給付を超える額となることが明確になった。

肝炎医療費助成法案を提出

民主党は、B型・C型肝炎総合対策推進本部を中心に「特定肝炎対策緊急措置法案」（肝炎医療費助成法案）を取りまとめ、168回臨時国会で参議院に提出した（詳細 p.42）。また、薬害C型肝炎訴訟の判決を受けて裁判所が認定した薬害肝炎患者に給付金を支払う「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案」（薬害C型肝炎

患者救済法案）を衆議院厚生労働委員長提出により168回臨時国会で成立させた。

障害福祉サービスの応益負担廃止を

民主党は、障害福祉サービスの応益負担を廃止する「障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を168回臨時国会で参議院に提出した。169回通常国会に参議院厚生労働委員会で趣旨説明を行ったものの、与党の審議拒否により審査未了廃案となった。

介護人材確保の法制化を主導

民主党は、介護労働者の待遇改善・賃金引き上げを緊急に実施する「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」を168回臨時国会で衆議院に提出した。169回通常国会で与党と修正協議を行い、民主党案の趣旨を盛り込んだ「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案」が衆議院厚生労働委員長提出で成立した。

新型インフルエンザ対策を強化

民主党は新型インフルエンザ対策プロジェクトチームを設置し、「最悪以上の最悪の事態」を想定した国家の総合的危機管理対策の構築を検討した。169回通常国会に政府が提出した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」に、民主党が提案した①新型インフルエンザ感染症の無症状病原体保有者について一類感染者の患者とみなす②新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発・承認を



後期高齢者医療制度廃止法案を参議院に提出
(2008.5.23)

促進する③抗インフルエンザ薬の備蓄に努める——ことが追加され、成立した。

後期高齢者医療制度の廃止に向けて

政府与党は2006年の164回通常国会で医療制度改革関連法案を強行採決して成立させたが、医療費負担増への批判が高まると保険料負担軽減策等を決定した。民主党など4野党は、2008年4月からの施行前に後期高齢者医療制度を廃止する法案を2月末に衆議院に提出したが、与党は審議に応じなかった。5月に改めて4野党共同で「後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案」（後期高齢者医療制度廃止法案）を参議院に提出、可決したが、衆議院で継続審議となった（詳細 p.34）。

派遣法改正案を取りまとめる

非正規雇用の不安定さや労働条件の低さが社会的な問題となっている。労働問題作業チームは「非正規労働者の労働条件確保に関する政策」を策定した。日雇い派遣、違法派遣など問題が山積する労働者派遣については①2カ月以下の派遣の禁止②派遣先と派遣元の共同雇用責任の強化③派遣料金、派遣労働者の賃金、マージン比率等の情報公開の強化④「専ら派遣」禁止規定の拡大⑤雇用期間が1年未満の者も雇用保険の被保険者とする——等を柱とした労働者派遣法等改正案を取りまとめた。

「消えた年金」問題の解決に向けて

年金記録問題は、記録の統合が進まないばかりか、不親切な内容の「ねんきん特別便」がさらに混乱を引き起こすなど、依然として解決の



年金記録公約違反について厚生労働大臣に申し入れ
(2008.3.31)

の目は立っていない（詳細 p.32）。

民主党は、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（年金保険料流用禁止法案）を168回臨時国会に参議院で可決させた。169回通常国会では「国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（過払い保険料還付法案）、記録の持ち主と思われる者に漏れている記録そのものを通知する「基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案」（「ねんきん特別便」緊急支援法案）を衆議院に提出した。しかし両法案は審議されず、その一方で社会保険庁は過払い保険料の還付を始め、漏れている記録そのものの持ち主への通知も決めた。民主党は、年金記録問題解決につながる提案を今後も積極的に行うとともに、国家プロジェクトとして取り組むよう、政府与党に強く働きかける。

年金記録問題の解決には、国民の目線に立つことが重要である。民主党は厚生労働・総務部門合同で総務省の「年金記録確認第三者委員会」に申し立てた被害者から話を聞き、申立人の意見聴取が行われていない等、運営上の問題点を明らかにし、意見聴取に関するサンプル調査を政府に実施させた。今後は、第三者委員会がより被害者の立場に立って審議を行うよう運営の改善を求める。

11. 農林水産

農林水産部門は、2007年参議院選挙マニフェスト実現を重点とし、広範な活動を展開した。

部門内に農業者戸別所得補償法案策定小委員会、農林漁業・農山漁村再生法案策定小委員会、米価問題等検討小委員会、米粉化推進検討小委員会、捕鯨対策小委員会、畜産酪農対策小委員会を設置し、小委員会での議論を積み上げて重点政策の取りまとめに取り組んできた。

税制調査会、新型インフルエンザ対策プロジェクトチーム、沖縄ビジョンプロジェクトチーム、研究開発環境整備プロジェクトチーム、原油価格高騰に関する緊急対策プロジェクトチームに参画し、議員立法や政策の策定を進めた。農林漁業再生本部、BSE問題対策本部、中国製餃子中毒事件対策本部などとも連携し、幅広い政策立案や国民運動を展開した。

戸別所得補償法案等の提出

民主党は、2007年の参議院選挙で、「戸別所得補償制度の創設」を「3つの約束」の一つと位置付け、マニフェスト実現のため「農業者戸別所得補償法案」を168回臨時国会で参議院に提出した。法案は参議院で可決され、その後169回通常国会に衆議院で否決された（詳細 p.35）。

民主党は、「食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案」「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案」「食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案」（食の安全・安心対策関連法案）を169回通常国会で衆議院に提出した。法案は継続審

議となった（詳細 p.43）。

168回臨時国会では、衆議院農林水産委員長提出で「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案」が成立した。その際に民主党の要求により、国に鳥獣の生息状況の調査等を義務付ける「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正を附則で行った。

農林漁業・農山漁村再生ビジョン

民主党の農林漁業・農山漁村政策の全体をアピールし、与党との対立軸を鮮明にするため、「民主党農林漁業・農山漁村再生に向けて～6次産業化ビジョン」を策定し、『次の内閣』で了承された。その内容は、安全・安心な国内産農作物のシェアを拡大する食料自給率向上を実現するため①農林漁業経営の安定を図るため、所得補償制度を創設②「品質」「安全・安心」「環境適合性」という消費者ニーズに適う生産体制へ転換③意欲のある農林漁業者をはじめとする多様な主体が生産から加工・流通販売までを取り込んだ「6次産業化」を実現——という3本柱から成り立っている。「畜産・酪農に関する基本政策」「米粉利用の現状と推進方向」「当面の米政策の基本的方向」「漁業用燃油の高騰に対する当面の緊急措置と今後の恒久措置について」も了承された。今後、このビジョンを軸に、法案の策定を進めることとなった。

米価下落、飼料高騰等緊急対策

民主党は、農林水産に関する数々の緊急対策を取りまとめ、発表した。



農業者戸別所得補償法案を参議院農林水産委員会で審議(2007.11.1)

2007年11月には、特例措置として米価下落分を補てんすること、米の備蓄制度を「回転方式」から民主党が主張している「棚上げ方式」に転換することなどを盛り込んだ「米価下落に対する緊急対策」を取りまとめた。

同年12月には、「漁業用燃油の高騰に対する緊急対策」を取りまとめ、農林水産大臣に申し入れた。2008年2月には、農家の飼料購入に係る負担軽減と所得確保を図るため、飼料購入費の補てんを行うことなどを柱とした「飼料価格の高騰に対する緊急対策」を策定した。

米国牛肉輸入、中国ギョーザ中毒事件

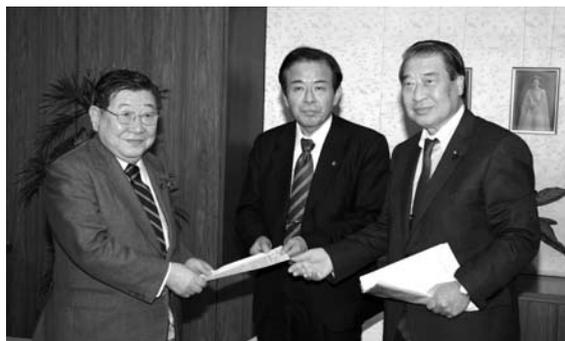
民主党は、2007年10月、農林水産大臣、厚生労働大臣に対して、BSE全頭検査打ち切りを指示する政府の越権行為への抗議と検査への国庫補助継続を要求する申し入れを行った。

2008年4月、政府が特定危険部位を含む米国産牛肉が流通していた事実を公表した件で、民主党は農林水産大臣、厚生労働大臣に申し入れを行い、米国産牛肉輸入を全面停止し、原因究明、再発防止に万全の措置をとるよう要請した。

2008年2月、中国製ギョーザ中毒事件に関し、対策本部と協力し、中国に対して毅然たる態度で原因究明、再発防止を求め、現地査察を行うこと等を求める「中国製餃子中毒事件に対する政府の適切な対応を求める申し入れ」を行った。

林業政策への取り組み

政府は「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案」を169回通常国会に提出した。官製談合を行ってきた緑資源機構の廃止は当然との



漁業用燃油価格の高騰に対する緊急対策の実施を農林水産大臣に申し入れ(2007.12.26)

立場から、政府に森林・林業政策のあり方を質した。また、国有林野事業特別会計の見直しの検討にあたっては、実施体制について、国自ら一般会計で管理運営を行うことや実施時期を前倒ししないことも含め、幅広い観点から慎重に検討することを盛り込んだ附帯決議が、民主党主導で付され、法案は成立した。

地方での活動、国会決議の採択

2007年9月、「民主党『次の内閣』in新潟」は上越市内で農業政策公聴会を開催し、稲刈り体験、バイオプラスチック工場の視察などを行った。2008年4月、衆議院補選の応援も兼ねて、山口県岩国市で、農林水産部門会議が開催され、併せて選挙区内のワサビ畑、梨畑を視察し、農家との意見交換を行った。

また、この他にも精力的に調査・視察を行った。山形県の米麴製造等の視察、北海道旭川市の米粉工場の視察、新潟県の胎内市内で米粉食品の説明と試食等、北海道旭川市・帯広市などの東大演習林・特定中山間保全整備事業地・国有林視察、茨城県日立市の耕作放棄地活用・自給飼料の給餌状況等視察などを行った。

169回通常国会では、衆参両院の農林水産委員会で民主党が主導して、わが国の鯨類捕獲調査事業に対して反捕鯨団体が行った国際法に反するテロ・犯罪行為を非難し、政府に毅然たる姿勢で対処することを求める決議を全会一致で採択した。また、「国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議」を参議院農林水産委員会でを行った。

12. 経済産業

経済産業部門では、法案対応や税制改正などの課題を検討するにあたり、広く関係団体との意見交換を行い、議論を深めた。また、グローバル経済の動向等について、有識者を招いて積極的に勉強会を開催した。

税制改正要望取りまとめ

これまで、税制調査会で行ってきた税制改正要望関係団体ヒアリングを、各部門で行うよう要請があったことを受けて、24の団体から精力的にヒアリングを行った。その上で、小規模・中小企業の支援、産業競争力の強化、人材の育成、地方経済の再生の観点から、部門意見を取りまとめた。最重点要望項目として①包括的な事業承継税制の確立（相続株式等100%減免）②中小企業法人税の半減③特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置（オーナー課税）の廃止④交際費の全額損金算入⑤エンジェル税制や人材投資減税、研究開発促進税制の拡充・一部恒久化——等を要望した。併せて、原油価格高騰に対する緊急時限措置として、揮発油税の暫定税率の凍結を提案した。

これら要望項目の多くが、民主党税制改革大綱に取り入れられた。また、169回通常国会に提出された政府の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」には、税制改革大綱や関係団体要望に添った内容であることから、賛成した（詳細 p.43）。

原油高騰緊急対策を申し入れ

原油価格が急激に高騰し、国民生活に深刻な影響が生じていることから、原油価格高騰に関

する緊急対策プロジェクトチームを設置して、緊急対策を取りまとめた。

厳冬期に向けた「当面の緊急対策」として、揮発油税の暫定税率凍結、高速道路料金の一律3割引き下げのほか、「福祉灯油制度」の制定、教育関係施設への暖房費助成、業務用の燃料に課税される消費税相当額の還付、業務用軽油・A重油の減免措置の手続き簡素化、各種助成等を行う。また、原油価格が高水準のまま推移する可能性が考えられることから、「中期的対策、国際的取り組み」として①高速道路無料化など民主党の施策実現②エネルギー供給源の効率化・多様化③石油備蓄制度のあり方の見直し④国際的連携による原油価格の引き下げ努力⑤投機による価格上昇を防ぐためヘッジファンド等に対する何らかの国際的規制の実施の国際社会への提案——等を行う。

民主党は、これらの項目について緊急に対策を実施するよう、政府に申し入れを行い、福祉灯油制度など一部の施策が実現した。

国民生活の安全を確保

瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故等の主因が製品の経年劣化であったことや、PSE制度についての旧法表示製品の安全性が確認されたこと等を受け、政府は168回臨時国会に「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」「電気用品安全法の一部を改正する法律案」を提出した。製品安全に関する事故防止に一定の効果があると思われ、PSE制度の見直しについても民主党の主張を踏まえた改正となったことから、賛成した。



原油価格高騰に関する緊急対策を官邸に申し入れ
(2007.12.13)

リフォーム詐欺等の悪質な訪問販売や、クレジットの過剰与信による被害が拡大している実態を受け、政府は「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。民主党は、消費者団体等の意見を十分に踏まえ、クレジット会社に対する規制を強化し、悪質商法被害から消費者を守るため、法案の早期成立が必要と判断。一方、自由な経済活動を促進する観点から、過量販売やしつこい勧誘の基準を明確にするよう政府に求めた上で、法案に賛成、成立させた。

中小企業施策の推進

政府は、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案」（農工商連携法案）を169回通常国会に提出した。省庁の枠組みを超えた支援策を打ち出したことは評価するが、既存の施策との関連性や位置付けが不明確であり、地域で実際に支援を行う組織や人材がいるのかといった問題点も多いことから、慎重に審議し賛成した。

また政府は、「中小企業信用保険法の一部を改正する法律案」「中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案」「信用保証協会法の一部を改正する法律案」（中小企業金融3法案）を169回通常国会に提出した。売掛債権の早期現金化や信用保証協会による債権譲り受け等の内容であり、中小企業の資金繰り支援のため、やむを得ないとして、法案には賛成した。ただし、信用保証協会は天下り先となっている実態があ



経済産業部門会議を開催(2008.6.20)

り、あり方等を見直す必要がある。

温暖化対策への取り組み

民主党の「地球温暖化対策基本法案」について、経済産業部門とエネルギー政策調査会は、革新的な技術開発の推進、セクター別アプローチの推進、安全を基本とした原子力政策の推進等を法案に盛り込んだ（詳細 p.45）。

また、政府が169回通常国会に提出した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」「揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」は、事業所単位規制の導入や住宅の省エネ推進、燃料の品質を守る内容であり、賛成した。ただし、バイオ燃料については、京都議定書目標達成計画に50万klの導入が盛り込まれているものの、他国から大量にエタノールを購入することの是非や食料生産との関係等、問題も多い。

独占禁止法改正に向けて

2005年改正の見直し規定により、政府は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出したが、継続審議となった。

民主党は独占禁止法・競争政策プロジェクトチームを設置、関係団体や有識者等からヒアリングを重ね、法案の検討を行った。課徴金制度見直しは民主党が求めてきた方向性に合致するが、審判制度廃止や弁護士立会権等に踏み込む修正を要求し、併せて下請法見直しや「中小企業いじめ防止法案」制定を目指すことになった。

13. 国土交通

国土交通部門では、2007年参議院選挙マニフェスト実現を最重点として、広範な活動を展開した。

道路特定財源に関する小委員会、運輸安全委員会検討小委員会、公共事業検討小委員会、タクシー関連法案等検討小委員会、総合交通ビジョン策定小委員会、中小建設業再生検討小委員会、奄美振興検討小委員会を設置し、これら小委員会での議論を積み上げて、重点政策の取りまとめに取り組んできた。

運輸安全委員会設置で成果

民主党は、2007年参議院選挙マニフェストで、運輸安全委員会の設置、観光戦略を構築する行政機関の設置を提唱した。政府は、これらの項目を盛り込んだ「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。民主党は、運輸安全委員会検討小委員会での議論を踏まえ、運輸安全委員会について修正を求めた。その結果、民主党などの共同提案により、大きな修正が実現し、法案は成立した(詳細 p.44)。

この法案を含め、169回通常国会では、4本の運輸政策関連法改正案が審議され、そのうち3本に附帯決議を付し、それぞれ民主党の運輸政策の理念を盛り込んだ。また、法案の対応を協議するにあたり、福知山線列車事故等の鉄道事故の反省から得た教訓と安全対策を学ぶ研修施設「鉄道安全考動館」(大阪府吹田市)、新東京国際空港(千葉県成田市)、国土交通省東京航空交通管制部(埼玉県所沢市)を視察するとともに、高等海難審判庁で海難審判の傍聴など

を行った。

タクシー問題に関する緊急提言

タクシー関連法案等検討小委員会では、関係者とも意見交換し、競争激化・労働強化・事故増加などに直面するタクシー業界の現状を把握し、「タクシー問題に関する緊急提言」をまとめ、国土交通大臣に手渡した。今後、支援策や法案の策定に向けた作業を進めることとなった。総合交通ビジョン策定小委員会は、次期のマニフェスト作成を視野に入れ、議論を開始した。

政府は、169回通常国会で、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法による北朝鮮船籍の船舶の入港の禁止措置を延長し、民主党も賛成して承認された。

離島の揮発油税減免などを提言

民主党は、2007年の参議院選挙で、離島での揮発油税減免を公約した。①離島地域では物価が高い一方で収入が低く、人口が流出し過疎化が進行していること②欧州では、税の減免で公共事業に頼らない離島振興策が導入され成功を収めていること——等を勘案し、169回通常国会で衆議院に法案を提出した。法案は継続審議となった。

また、合併浄化槽のうち適正な管理が行われ排出される水の水質が一定の基準を満たしているものについて公共下水道への接続義務を免除すること等を盛り込んだ「下水道法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会で参議院に提出した(詳細 p.44)。



道路整備費の財源特例法改正案を連合審査会で審議
(2008.4.24)



下水道法等改正案を参議院に提出(2008.4.25)

公共事業、中小建設業再生を議論

公共事業検討小委員会は①公共事業中止後の生活再建支援法案②無駄な公共事業の洗い出し③民主党が不必要と指摘した公共事業のフォローなどをテーマとして関係省庁、市民団体からのヒアリングなどを精力的に行った。

中小建設業再生検討小委員会は、関連業界が置かれた状況を検証するとともに、受注機会の確保の必要性などについて意見集約を行った。

建築確認検査に関する緊急対策

政府による建築基準法の改正で現場が混乱し、住宅着工件数が低下していることなどを重く受けとめ、①構造計算適合性判定制度の充実と改善②確認申請・検査フローの見直し③既存建築物の増改築の基準見直し——を柱とした「建築確認検査に関する緊急対策中間とりまとめ」を策定した。この内容は、民主党、国民新党共同で取りまとめた「緊急経済・生活対策」にも盛り込まれた。

道路特定財源問題等への取り組み

道路特定財源に関する小委員会は2007年10月から12月にかけて、有識者、業界団体、労働組合、地方自治体などから精力的にヒアリングを行い、党内論議を尽くし、国土交通部門としての意見を集約した。

税制調査会と国土交通部門会議との合同会議を経た上で、「民主党税制改革大綱～納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く」が決定された。

また、国土交通部門は平成20年度税制改正

に関して関係団体からヒアリングを行い、「民主党税制改革大綱」に盛り込む要求事項を取りまとめた。民主党が重点とした「トン数標準税制の創設」を盛り込んだ「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」を、政府は169回通常国会に提出し、全会一致で成立した。

政府は、揮発油税等を道路整備費に10年間充当することなどを盛り込んだ「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。衆議院では可決、参議院では民主党などの反対により否決されたが、衆議院で再可決され、法案は成立した。

関連プロジェクトチームへの積極的参加

「観光立国推進」「地域再生」「新産業創造・雇用創出」などの目的を図る視点から「カジノ法」と「遊技業法の整備」等について議論するため、国土交通部門を主管とした新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチームが設置された。

国土交通部門は、新型インフルエンザ対策プロジェクトチーム、沖縄ビジョンプロジェクトチームに対して関連政策を提示し、取りまとめに貢献した。また、宇宙基本法検討プロジェクトチーム、研究開発環境整備プロジェクトチームにも積極的にに関わり、超党派議員立法の成立に大きな役割を果たした。

国土交通部門は、2008年6月に発生した岩手・宮城内陸地震に際しては、岩手・宮城内陸地震災害対策本部と連携し、現地視察、「平成20年岩手・宮城内陸地震に関する申し入れ」の取りまとめなどに関与した。

14. 環境

環境部門では、地球温暖化対策、アスベスト被害者救済策、水俣病被害者救済策、土壤汚染対策の各課題に重点的に取り組んだ。政府与党との違いをアピールし、民主党の政策を示すため、169回通常国会で3本の議員立法を提出した。「生物多様性基本法案」（詳細 p.45）などの2法案については、民主党主導で与党と協議を行い、超党派議員立法として成立させた。

地球温暖化対策

京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行することを目的とした「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、政府は169回通常国会に提出した。

民主党は、環境部門内の地球温暖化対策小委員会が2007年5月に取りまとめた「脱地球温暖化戦略」をもとに法案について検討を行った。民主党がかねて主張してきた「二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供」（CO₂の見える化）をはじめ、ほぼすべての要求を盛り込むかたちで修正を行い、政府案は成立した。

また、民主党地球温暖化本部と連携して、ポスト京都議定書における新たな国際的枠組の構築に向けて、中長期削減目標の具体的数値、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の導入、新エネルギーの利用促進等を明記した「地球温暖化対策基本法案」を169回通常国会で参議院に提出した（詳細 p.45）。また、2008年6月には「民主党の脱地球温暖化戦略」と題したシンポジウムを開催するなど、国民運動も積極的に展開した。

アスベスト被害者救済策

現行の「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、石綿による健康被害者・遺族に対し、医療費等を支給する等の措置を講ずるために制定された。しかし、「隙間のない救済」と呼ぶにはほど遠く、法施行後に数々の不備が明らかとなり、抜本的な見直しが求められてきた。

このような現状を踏まえ、民主党は、アスベスト問題対策チームを設置して、関係団体と協力して改正案の策定に着手し、緊急かつ暫定的に救済の隙間を埋めるための救済給付調整金および救済法施行前死亡事例の経過措置（特別遺族給付金）の延長などの所要の措置を講じることを柱とする「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案」を169回通常国会で参議院に提出した。その後、与党が衆議院に同趣旨の法案を提出したことを受け、与党との実務者協議を重ね、法案を一本化することで合意に達し、緊急に対処が必要とされていた現行法の隙間を埋めるための超党派議員立法が衆議院環境委員長提出で可決・成立した。

民主党は、今後とも厚生労働省等の関係府省が石綿に関する事業所の調査・結果の公表や救済等の実施などについて迅速かつ適正に行うよう厳しく監視するとともに、この改正が緊急の課題への当面の対処であることを認識し、関係法律・施策のさらなる見直し、検証を通して石綿健康被害者・遺族の立場に立った「真に隙間のない救済」と「ノンアスベスト社会」の実現を目指し、不断に取り組んでいく方針である。



地球温暖化対策基本法案を参議院に提出
(2008.6.4)

水俣病被害者救済策

民主党は、すべての水俣病被害者の救済を目指して環境部門に水俣病対策作業チームを設置し、被害者団体、弁護団、有識者との意見交換を行い、積極的な議論を進めた。また、水俣市を現地視察し、患者・被害者の生の声に触れながら、「恒久的救済」をテーマに「水俣病に係る被害の救済に関する特別措置法案」(仮称)の策定に取り組んだ。①未認定患者をはじめとする広範囲の被害者への療養手当の創設②国に対する被害実態調査の義務付け③国の責任を認定した最高裁判決を踏まえた賠償金額の設定——等を内容とする骨子案を作成した。2008年3月に『次の内閣』で中間報告が確認され、法案提出を目指して、法制化作業に取り組んでいく方針である。

土壤汚染対策

環境部門では、東京都が築地中央卸売市場を土壤汚染の懸念がある旧東京ガス工場跡地に移転する問題について、解決策を検討するため、豊洲土壤汚染対策小委員会を設置し、都議会民主党の豊洲土壤汚染対策プロジェクトチームと連携して学識者や関係省庁からヒアリングを行うなど積極的に議論を行った。また、築地中央卸売市場と豊洲移転予定地を現地視察し、環境問題のみならず、食の安全・文化の観点からも調査した。

これらの議論と調査により、現行の土壤汚染対策法附則3条において、同法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について、土壤汚染状況調査義務の適用除外と



生物多様性基本法案提出後の記者会見(2008.4.10)

している問題が明らかになった。

民主党は、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」を168回臨時国会で参議院に提出した。本法案は①附則3条によって土壤汚染状況調査義務の対象外になっている土地を、卸売市場の開設だけではなく学校・公園など安全性の確保が重要となる公共施設等の用に供しようとする者に対し、都道府県知事への届出を義務付ける②当該土地を土壤汚染状況調査義務の対象とする——等を内容とする。169回通常国会にて参議院で可決し、衆議院で継続審議となった。

さまざまな課題への取り組み

与党が168回臨時国会に提出した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案」は、鳥獣の捕獲・駆除が主たる内容だった。民主党の環境部門は農林水産部門と連携し、森林・里山の生態系維持・再生の観点を盛り込ませ、衆議院農林水産委員長提出で超党派議員立法として成立させた。

政府は、大気汚染の影響による健康被害と認定された患者への補償等の費用確保を目的とした「公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。平成29年度まで自動車重量税収の一部を充当することとなっているが、暫定税率を廃止しても、直接的な影響が及ばないことを確認した上で、民主党は賛成し、法案は成立した。

また、168回臨時国会と169回通常国会に提出された政府提出法案のすべてに附帯決議を付し、それぞれ民主党の環境政策の理念を盛り込んだ。

15. 予算

民主党では、予算は予算調査会、決算は財務金融部門会議で議論を行った。平成19年度補正予算、平成20年度予算、平成18年度決算についていずれも反対した。

道路に巨費をつぎ込む計画案

国土交通省は2007年11月、今後10年間に65兆円もの巨費を道路建設に投入する「道路の中期計画（素案）」を公表した。計画案では、箇所付け等の具体的根拠が示されず、道路特定財源の使い切りが前提ではないかと国民の批判を浴びた。高まる批判に、政府与党は2007年12月7日、65兆円から59兆円に変更し、道路特定財源について①道路歳出を上回る税収を一般財源として活用②10年間暫定税率を維持③169回通常国会に関連法案を提出等の方針を決定した。しかし、短期間で6兆円もカットできずさんな計画に基づき、10年間も暫定税率を維持する方針に、批判はいっそう高まった。

一方、民主党は、税制改革大綱を決定し、①道路特定財源一般財源化②暫定税率廃止③「地球温暖化対策税」（仮称）導入等の方針を打ち出した（詳細 p.16）。

補正予算案を衆議院で強行採決

政府は、「平成19年度補正予算案」を169回通常国会に提出した。その主な内容は①税収減への対応②高齢者医療制度の方針転換③水田農業等緊急活性化策④原油価格高騰対策であった。約9千億円もの税収減は、政府の「成長戦略」が掛け声に過ぎないことの証左であり、医療制度の方針転換も政府の改革が欠陥だらけの代物

だったことの証左である。水田農業等緊急活性化策として約800億円計上したのも、米価下落や「品目横断的経営安定対策」の機能不全に対し批判が相次いだためだった。このように、本補正予算案は、政府与党の無策、朝令暮改ぶりが目立つだけの代物であった。しかし、政府与党は1月29日、衆議院で採決を強行し、平成19年度補正予算案を政府原案通り可決させた。

つなぎ法案を提出

平成19年度補正予算の衆議院可決直後、与党は、「国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案」等3案（つなぎ法案）を提出した。つなぎ法案は、まだ審議も始まっていない平成20年度政府予算案の歳入の根幹をなす道路特定財源の暫定税率について、議論もなしに事実上維持しようとする、民主主義を無視した前代未聞のものだった。しかし、与党がつなぎ法案を衆議院財務金融委員会および総務委員会で強行採決し、国会は大混乱に陥った。

議長あっせんにより混乱収束

衆参両院議長が1月30日、混乱収拾に乗り出し、「総予算および歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行った上で、年度内に一定の結論を得るものとする。」等のあっせん案を提示した。与野党はあっせんを受け入れ、つなぎ法案は取り下げられた。

平成19年度補正予算案は2月6日、参議院で否決されたが、両院協議会で成案を得るに至



平成19年度補正予算案を参議院予算委員会で審議
(2008.1.31)

らず、衆議院の優越により、衆議院の議決が国会の議決となり成立した。

道路問題に焦点をあてた予算審議

2月7日、平成20年度予算の審議に入った。予算審議では、食の安全、格差問題、年金、医療、地球温暖化等、数多くの課題が審議され、地方公聴会という新しい試みも行われた。中でも道路特定財源問題は多くの国民の関心と呼び、「道路の中期計画」に議論が集中した。①高規格幹線道路は「9,342キロの整備計画以外はすべて白紙」という小泉総理の答弁を覆した②最終事業費が当初計画時より6倍も増えた事業もある等、単価の基準等がいい加減③道路需要の最新データを使用しておらず、最新データを使えば、便益が費用を下回る事業が出てくる④天下り先の公益法人に多額の補助金等を支出していた等、計画および道路特定財源制度の問題点が次々と明らかになった。政府は2月25日、計画の根拠なる資料を出したが、箇所付けが不明等、中身が乏しく、計画のずさんさがより際立つたこととなった。また、道路特定財源が、国交省職員の娯楽費に使われていたことが判明する等、まさに無駄遣いの温床となっていることが明らかになった。

民主党は、特定財源制度改革法案を提出（詳細 p.33）、道路特定財源・暫定税率問題対策本部を設置し、「道路政策大綱」を取りまとめる等、積極的に対案も提示した。

にもかかわらず、与党は2月29日、衆議院で平成20年度予算案の採決を強行し、政府原案通り可決させた。直後、与党は、暫定税率延長



平成20年度予算案を衆議院予算委員会で審議
(2008.2.21)

を含む所得税法等改正案も強行採決する等の暴挙に出た。徹底審議を行うとしていた両院議長あっせんは、与党によって事実上ほごにされた。

参議院でも3月13日、平成20年度予算の審議に入り、道路問題を中心に活発な議論が行われた。3月27日、道路特定財源を平成21年度に一般財源化する等の提案を福田総理が発表した。従来政府案の焼き直しに過ぎなかった。平成20年度予算案は3月28日、参議院で否決されたが、両院協議会で成案を得るに至らず、衆議院の優越により成立した。

暫定税率が1カ月間廃止

政府与党から道路特定財源の抜本改革案が提示されなかったため、所得税法等改正案の採決は3月31日までに参議院で行われず、暫定税率は期限切れを迎えた。なお、歳入法案のうち遡及適用が困難な事項等で暫定税率以外のものを延長する法案が、与野党合意により、3月31日に成立した。ガソリンや軽油の価格は下がり、折しも価格高騰に苦しんでいた国民の多くに歓迎された。しかし、政府与党は暫定税率復活にこだわり、4月30日、衆議院で所得税法等改正案の再議決を強行した。暫定税率は復活し、ガソリン等の価格は急騰、国民生活を直撃した。

平成18年度決算への対応

政府は平成18年度決算を169回通常国会に提出した。本決算は、小泉内閣最後の予算の決算であり、巨額の無駄を放置する一方、国民に負担のみを押し付けるものであったため、民主党は反対した。

第3章 焦点となった法案への対応

1

年金記録問題

「消えた年金」は国家プロジェクトとして取り組むべき

保険料流用禁止法案を参議院で可決

民主党は、2007年の参議院選挙で年金記録問題への取り組みが大いに評価され、参議院第1党の地位を得た。

この結果を踏まえ民主党は、年金記録問題に全力で取り組む姿勢を明確にするため、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（年金保険料流用禁止法案）を167回臨時国会で参議院に提出したが、この国会では法案審議は行われず、廃案となった。そこで、同法案を168回臨時国会で参議院に再提出した。

年金保険料は現在年間約2千億円が年金給付以外に使われ、その総額（昭和27年～平成19年）は6.8兆円に及ぶ。年金事務費は国庫で賄うことが制度本来の姿だが、1998年に特例措置として保険料が充てられるようになり、これが常態化した。166回通常国会では、ついに流用を恒久化する法改正を与党が強行した。

民主党は、年金保険料流用をやめ、必要な経費は国会の厳しい監視のもと国庫で賄うよう主張している。民主党の主張に他の3野党も賛同し、11月2日、参議院本会議で可決された。民意に基づく民主党の政策実現に向けた第一歩であり、選挙で政策が変わることを示す第一弾となったのである。しかし衆議院では与党は法案の審議には応じたものの、採決は拒否し続けている。民主党は、選挙で掲げた「年金保険料は年金以外には使わない」を実現するため、法案の成立に向けて今後も粘り強く取り組みを続けていく。

政府の「公約違反」は許されない

「今後1年間で全ての統合を完了させます」「今後1年で問題解決、全額支払い」——これは2007年の参議院選挙前に年金記録問題について政府与党が打ち出した公約だが、今なお実現していない。

政府は、5千万件の未統合記録について、記録の持ち主と思われる者への通知を2008年3月までに完了するとした。しかし、6月末までに通知できた件数は1172万件、また、統合が済んだ記録は619万件（全体の12%）にとどまっている。また、社会保険庁にも本人にも納付した記録がない者のために総務省に作られた「年金記録確認第三者委員会」には、設置から1年間で約6万件の申し立てがされているが、納付が認められたのは1割に過ぎない。

民主党は、年度末の3月31日に舛添厚生労働大臣に申し入れを行い、公約違反を率直に認めて従来の手法を改めること、実態を把握するためにサンプル調査を多用すること、第三者委員会を公開することなどを要請した。加えて「基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案」（「ねんきん特別便」緊急支援法案）を169回通常国会で衆議院に提出し、また、第三者委員会の視察を行った。

年金記録問題は、本来事務処理の問題であるが政府与党の対応のまずさから国家の信用問題にまで拡大した。この不信を払拭するためには、国を挙げて国家プロジェクトとして全力で取り組むことが必要である。民主党は断固として年金記録問題の解決を求めていく。

2 道路特定財源制度改革関連法案

国の資源配分・権力構造の根幹を変える

なぜ道路特定財源改革が必要か

道路特定財源制度は道路が未整備な時代に創設された制度であり、戦後の経済復興に大きな役割を果たした。しかし、わが国の経済構造や国民のライフスタイルは、すでに大きく変化し、行政に求められる資源配分の在り方も変容した。もはや道路だけを聖域化すべきではない。特定財源制度は中央政府の権力構造の根幹でもある。まさに改革の本丸であり、廃止、一般財源化が必要である。一般財源化に当たっては、道路整備のために上乘せして国民に負担してもらっている暫定税率は当然廃止しなければならない。

特定財源制度改革関連法案提出

民主党は①暫定税率を延長しない②道路特定財源一般財源化③国直轄事業の地方負担金廃止の3本柱からなる「揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案」（特定財源制度改革法案）を169回通常国会で参議院に提出した。

平成20年度税制改正は、特定財源という重要な課題を含んでおり、事後的な遡及適用が困難な事項等（純粋日切れ）以外は慎重かつ十分な審議を行う必要があった。そこで、民主党は、特定財源制度改革関連法案として、純粋日切れ7項目を延長する「租税特別措置等の一部を改正する法律案」と、政府案から純粋日切れ項目と暫定税率に係る項目を除いた「所得税法等の一部を改正する法律案」を参議院に提出した。

参議院では、民主党提出の上記3法案と、暫

定税率延長を含む政府提出の所得税法等改正案等とが並べて審議され、政府案および道路特定財源制度の問題点が鮮明に浮かび上がった。

暫定税率と特定財源制度の復活

特定財源制度と暫定税率を問題視する世論の高まりに、福田首相は平成21年度に一般財源化すると表明したが、従来案の焼き直しに過ぎなかった。結局、政府与党から抜本改革案は提示されず、3月末までに参議院で政府案を採決する環境は整わなかった。暫定税率は期限切れを迎え、ガソリンや軽油の価格は下がり、価格高騰に苦しんでいた国民の多くに歓迎された。

民主党は3月末に先立ち、暫定税率が廃止された場合、ガソリンスタンド等が既に暫定税率分を負担して仕入れた在庫分も価格引き下げを行えるよう救済措置をとる「揮発油税等の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案」を参議院に提出し、その成立を呼びかけたが、政府与党が応じることはなかった。

政府与党は暫定税率復活にこだわり、4月30日、衆議院で所得税法等改正案の再議決を強行した。暫定税率は復活し、ガソリン等の価格は急騰、国民生活を直撃した。5月13日には揮発油税等を10年間道路特定財源とする「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の再議決を強行した。これは、一般財源化とは正反対のものであり、改革に後ろ向きの政府与党の姿勢が鮮明となった。

3

後期高齢者医療制度廃止法案

75歳で切り離す制度に反対

2008年4月に始まった後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を74歳以下の国民とは別の保険制度に強制加入させるものである。平均寿命の男女差、75歳以上の男女の人口構成比の差等を考えても、年齢で区切る合理的な理由など見当たらない。そもそも病気になるリスクの高い人のみを対象として制度をつくること自体、保険原理になじまないし、高齢者を他の国民よりも厳しい条件下におくような制度は世界に例をみない。にもかかわらず政府が年齢で区切った保険制度をつくった目的は、高齢者の医療費削減にはかならない。高齢者を現役層よりも厳しい条件下におき、必要な医療さえ抑制される制度は容認できないことから、民主党は同制度の導入に強く反対した。

政府は当初「低所得者ほど保険料負担が軽くなる」と説明していたが、民主党の再三の追及で、逆に低所得者でも保険料が高くなることが次々と判明した。この制度は、将来、75歳以上の人口比率が高くなるほど保険料が高くなる仕組みであることが明らかになった。

また、年金記録問題が一向に解決しない中、保険料の年金天引き（特別徴収）が始まり、政府に対する反発が強まった。4月の診療報酬改定で後期高齢者のみを対象とする包括払い（後期高齢者診察料）、終末期医療相談支援料等が導入され、高齢者の医療サービスの質も抑制しようという政府の姿勢に批判が高まった。

政府与党は小手先の運用改善のみ

政府与党は、後期高齢者医療制度に対する国民の批判は説明不足が原因であるとし、広報活

動を強化。名称も福田首相の指示で「長寿医療制度」に変えた。それでも混乱は収まるどころか、国民が制度の内容を知れば知るほど不信や不満が高まり、世論調査では国民の過半数が後期高齢者医療制度を評価していないとする結果が出た。こうした世論に対し、政府与党は保険料の軽減や保険料の年金天引きを例外的に口座振替に変更する等の運用改善策を提案するだけで、75歳以上を切り離す制度の根幹をかたくなに守り、制度の抜本的な見直しを拒んだ。

野党4党法案が参議院で可決

後期高齢者医療制度には多くの問題があり、運用改善では解決されないことから、民主党は同制度を廃止し、いったん老人保健制度に戻すよう主張し、後期高齢者医療制度廃止法案を169回通常国会の5月23日に4野党共同で参議院に提出した。

法案では①2009年4月1日に後期高齢者医療制度を廃止し、同制度導入前の老人保健制度に戻す②後期高齢者医療制度廃止までの間、緊急措置として被扶養者の保険料徴収を中止する③遅くとも2008年10月1日までに後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金天引きを中止する④②以外の保険者の保険料負担軽減措置を講じる⑤70歳から74歳の医療費窓口負担は2割に上げず1割を維持する⑥地方自治体・医療保険者の負担軽減に配慮する⑦国民に混乱を生じさせないため、これらの措置の内容の周知徹底等万全を期す——等を規定した。法案は参議院で可決された後、衆議院で継続審議となった。

4

農業者戸別所得補償法案

自給率向上、農業・農村の 発展・維持のため

民主党は、2007年の参議院選挙で「戸別所得補償制度の創設」を「3つの約束」の一つにかかげた。この公約実現のため、「農業者戸別所得補償法案」を168回臨時国会で参議院に提出した。

政府の選別政策で日本の農業・農村が衰退

政府は2007年4月から戦後農政の大転換と称して品目横断的経営安定対策を導入した。これは国が支援する農業者を経営の規模によって限定するという究極の選別政策で、特定の経営体だけが農業の担い手との認識のもと農業の構造転換を性急に推し進めるものである。

わが国の食料自給率は食料・農業・農村基本計画を策定して以来向上せず、カロリーベースで39%と、ついに40%を割った。世界人口の増加による食料需要の増加、バイオ燃料用としての新たな需要の発生、地球温暖化、水資源不足といった大規模な環境変化等により、世界的な食料供給のひっ迫が懸念され、また、輸入農産物の安全性への不安も高まっている。政府の農業政策は、こうした諸課題に応えるものではなく、事態を悪化させる結果を招いている。

民主党は、食料の安定供給・安全性確保の観点から食料の国内生産の確保を重要視し、経営規模、年齢にかかわらず意欲を持って取り組む農業者に対し所得を補償し、著しく低下した食料自給率の向上、農業、農村の維持発展を図ることを最重点として法案の取りまとめを行った。

米、麦、大豆など主要農産物を対象に

「農業者戸別所得補償法案」の主な内容は、次の通りである。

食料の国内生産の確保は緊要の課題であり、農業者戸別所得補償金を交付し、食料の国内生産の確保および農業者の経営の安定を図り、食料自給率の向上、地域社会の維持および活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資することを目的とする。

国・都道府県・市町村は農業者の意向を踏まえ相互に連携して主要農産物（米、麦、大豆その他政令で定めるもの）ごとに生産数量の目標を設定し、その達成に努める。国は生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するための交付金を交付する。

交付金額は主要農産物の種類別の標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本として、その農産物の品質、経営規模の拡大や環境の保全に資する度合い、米に代わる農産物の生産の要素を加味する。予算措置となっている中山間地域等直接支払制度を法制度上の措置として位置付ける。所要経費は1兆円を想定している。

法案は衆参の農林水産委員会で審議され、168回臨時国会に参議院で可決されたが、169回通常国会に衆議院で否決され、廃案となった。与党が自らの無為無策を棚に上げ公然と法案に反対したことによって、農業政策における民主党の優位性が一層明らかとなった。

5

被災者生活再建支援法改正案

被災者の真の復興のため 住宅再建に公的支援を

自然災害による被災者がその被害から回復するには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。被災地での住宅再建は単に個人レベルの再建ではなく、地域社会全体の復興の見地からも極めて重要である。民主党は「被災者生活再建支援法」を改正して住宅本体部分の再建のための支援制度を創設することを主張し、2004年以来法案提出を重ねてきた。そして2007年7月の新潟県中越沖地震を契機に168回臨時国会でも改正案を参議院に提出した。

与野党合意により法案が成立

与党はこれまでこの問題に消極的だったが、民主党の取り組みに影響を受けて方針を転換し、独自案を取りまとめて衆議院に提出した。これにより参議院で民主党案が、衆議院で与党案が、それぞれ審議されることとなった。

衆参で与野党が逆転した状態では、与野党それぞれが考えを譲らなければ、どちらの案も成立が困難である。被災者の住宅再建に資する制度創設が必要との趣旨は共通であったため、与野党協議により合意がなされ、新たな法案を共同提出し、成立した。それにより①支援金を渡し切りの定額制とすることで実質的に住宅本体部分の再建に用いることができる②支援金の使途制限が一切撤廃されることにより被災者のニーズに応じた生活再建が可能となる③新潟県中越沖地震や能登半島地震など2007年度に発生した四つの大きな災害に改正案を適用できることとなった。

6

国家公務員制度改革基本法案

政治家が内閣と官僚をコントロールする「霞が関改革」

閉鎖的・硬直的な公務員のあり方を改革

「省益あって国益なし」といわれる省庁の縦割り意識や、硬直的なキャリア制・年功序列に基づく横並び人事、天下りの弊害など、公務員の閉鎖的・硬直的なあり方が大きな問題となっている。

そのため民主党は、「官僚内閣制」から、国民の負託を受けた政治家が内閣と官僚をコントロールする、本来の意味での「議院内閣制」への改革が、公務員制度改革の本質であるとの観点から、行政改革調査会を中心とする関係部門で議論を行い、独自の「霞が関改革・国家公務員制度等改革重点事項」を取りまとめた。

民主党の主張を基本に大幅修正

一方で政府は、「国家公務員制度改革基本法案」を169回通常国会に提出した。しかし政府案は、その策定過程で多くの点が骨抜きにされたものであった。

そこで、与党との修正協議で問題点を指摘した結果、民主党の考え方を基本として①幹部職員等の人事について内閣一元管理の原則を明確化する②幹部職員等の外部登用、処遇の弾力化を可能とする制度を創設し、閉鎖的キャリア制度を廃止する③政官の情報遮断のおそれのある政官接触制限ではなく情報公開による政官関係の透明化を図る④公務員の協約締結権について国民の理解のもとに自律的労使関係制度が措置される旨を明記する——等の合意がなされた。その結果、政府案は与野党共同で修正されたうえ、成立した。

7 青少年のネット利用環境整備法案

子どもに安全、安心のインターネット環境を

違法・有害情報から子どもを守る

携帯電話やパソコンから簡単に違法・有害サイトにアクセスできるため、子どもたちが被害に巻き込まれる事件が後を絶たない。

携帯電話におけるフィルタリング（サイト接続制限）の促進については、民主党が「電気通信事業法の一部を改正する法律案」（携帯電話有害サイト接続制限法案）を165回臨時国会に提出したこと等から、関連業界でも自主的な取り組みが進んできた。

169回通常国会では、その内容をさらに進め、「子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律案」を取りまとめた。その主な内容は、民間での自主的かつ主体的な取り組みを尊重しつつ①国・地方公共団体・関係事業者・保護者の責務②携帯電話会社やプロバイダー等に対するフィルタリングの義務付け③子どもを有害情報から守るための活動をする民間団体の活動への財政措置を含む支援——等であり、表現の自由に国の関与が及ばないよう配慮したものである。

民主党が主導し環境整備法が成立

民主党は与党と協議を行い、衆議院青少年問題に関する特別委員長提出で「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律案」を成立させた。内閣府に有害情報対策・環境整備推進会議を設置、フィルタリング推進機関として事業者を登録制とする等が新たに盛り込まれたが、民主党案とほぼ同様の内容である。

8 子ども手当法案

日本の未来を担う子どもたちへ

児童手当は複雑で貧弱な仕組み

現行の児童手当は、その目的を「家庭生活の安定」と「次代をになう児童の健全育成及び資質の向上」としており、法律の趣旨があいまいである。また、手当の額も0～2歳が1万円、3歳～小学生は5千円（第3子以降は1万円）というわずかなもので、保護者の所得制限もあるなど複雑で貧弱な制度であり、子ども一人ひとりの育ちを支えるという視点が乏しく感じられる。

社会全体で子どもの育ちを応援する

民主党は、経済的支援を子育て支援の重要な柱と位置付け、子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するという考え方のもと、2007年の参議院選挙マニフェストで一人当たり月額2万6千円の「子ども手当」を提案した。

民主党は、「子ども手当」創設のため、子育て支援政策や社会保障のあり方について有識者らからヒアリングを重ね議論を行った。そして、現行の児童手当法を廃止し、中学校卒業までのすべての子どもに保護者の所得制限を設けず月額2万6千円を支給する内容の「子ども手当法案」を、168回臨時国会、169回通常国会に提出した。社会全体で子どもの育ちを応援する意味から支給に要する費用は全額国庫負担とし、一人ひとりの子どもに着目し出生順位にかかわらず皆同額の手当額としている。

法案はいずれの会期でも審議に至らず廃案となったが、民主党は未来を担う子どもたちのために財政支出を大きく転換し、実現に向けた取り組みを続けていく。

9 ひもつき補助金廃止法案

地方を縛る「ひも」を断ち切る

政府が169回通常国会に提出した「地方法人特別税等に関する暫定措置法案」「地方税法等の一部を改正する法律案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」の3法案は、中央集権の仕組みを変えないまま、地方間の財政格差をうわべだけおおい隠す法案だった。

これらの法案には、道路特定財源の暫定税率延長が含まれていたほか、地方税の受益者負担の原則を無視して地方法人事業税の一部を国が取り上げて地方に再配分する「地方法人特別税」等の創設が盛り込まれていた。地方交付税法改正案にも抜本的な地方間格差の是正策は何ら示されていなかった。

地方が自由に使える財源を拡充

これに対し民主党は、地方財源のあり方を抜本的に改革する「個別の補助金等の廃止による一括交付金制度の創設等に関する法律案」（ひもつき補助金廃止法案）を2008年2月に取りまとめた。本法案は、国が使い道に口出しする「ひもつき補助金」を2009年度からすべて廃止し、基本的に地方が住民のニーズに合わせて自由に使える「一括交付金」として交付するもの。さらに一括交付金と地方交付税の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整等の機能を一層強化した新たな制度の設計を政府に義務付けている。

民主党は政権交代によって「ひもつき補助金廃止法案」を成立させ、地方が自由に使える財源を拡充し、地域のことは地域で決める地域主権を確立し、地方の再生を実現する。

10 政治資金規正法改正案

1円以上の領収書の公開を実現

領収書の全面公開を渋った与党

安倍内閣の閣僚の政治団体にまつわる不明朗な支出が2007年、次々に明るみに出た。しかし関係閣僚も首相も説明責任を果たすことを拒み続けた。与党は資金管理団体の5万円以上の支出（人件費を除く）に領収書提出を義務付けるだけの法改正を行い、問題の幕引きを図ろうとした。国民の怒りは頂点に達し、与党は参議院選挙で大敗北を喫する。

ところが安倍首相の辞任を受けて発足した福田内閣でも政治資金の透明化に対する消極姿勢は変わらず、自民党は政治団体の1円以上の領収書を公開する法改正に難色を示し続けた。

民主党が主導して法改正を実現

民主党はすべての政治団体に対して1円以上の支出（人件費を除く）について領収書の徴収・提出を義務付けるとともに、提出されたすべての領収書を総務省等が公開することを柱とする法案を10月にとりまとめ、与党に提示した。

与党も重い腰を上げざるを得ず、与野党の国対委員長と政治資金に関する政策の担当国会議員による協議が実現した。行政経費の増大といった口実を挙げて抵抗していた自民党も最後は参院選で示された政治団体の支出を徹底的にガラス張りにすべきという民意を無視できず、国会議員・候補者関係の政治団体の1円以上の支出（人件費を除く）の領収書を公開すること等を受け入れた。これらを盛り込んだ「政治資金規正法の一部を改正する法律案」が、衆議院倫選特委員長提出の超党派議員立法として12月に成立した。

11 取り調べ可視化法案

取り調べ全過程の 可視化による冤罪防止

密室で行われる取り調べは自白の強要など冤罪を生む温床となっており、最近も富山水見事件、志布志事件などで冤罪が明らかとなった。また、わが国では自白の任意性がしばしば刑事裁判を長期化させる大きな争点となっている。裁判員制度導入を間近に控え、裁判の迅速化を図るためにも、取り調べの全過程を録画・録音する可視化は急務と考え、民主党は「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（取り調べ可視化法案）を168回臨時国会で参議院に提出した。同案は169回通常国会で審議に入り参議院で可決されたが、衆議院では与党が継続審議に反対し、廃案となった。

裁判員制度に合わせ段階的实施

内容は以下の通り。①取り調べの際は被疑者の供述および取り調べの状況のすべてについて映像・音声を記録しなければならない。記録媒体は取り調べ終了時に被疑者の前で封印しなければならない②録音・録画義務に違反して行われた取り調べでなされた自白を内容とする供述調書等は裁判で証拠とすることができない③検察官は保管する証拠の標目を記載したリストを作成し、公判前整理手続で被告人・弁護人に開示しなければならない④録音・録画は、法律公布後1年6カ月以内にまず死刑・無期・長期3年以上の犯罪の被疑者の取り調べ（麻薬取締官や船長など特別司法警察職員の取り調べは除外）について実施、同3年以内にすべての犯罪の被疑者の取り調べ（特別司法警察職員の取り調べも含む）について実施する。証拠リストの開示は法律公布後6カ月以内に実施する。

12 少年法改正案

被害者等の 審判傍聴に道

家庭裁判所が相当と判断する場合に被害者等による少年審判の傍聴を認める「少年法の一部を改正する法律案」が169回通常国会に提出されたが、被害者団体等の中でも法案に対する評価が鋭く分かれており、少年の健全育成という少年審判の役割に及ぼす影響も少なくないと考えられることから、民主党は慎重審議と法案修正を求めた。

原案修正で傍聴できる場合を限定

民主党は、「犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（犯罪被害者等基本法第1条）ことにかんがみ被害者等の傍聴を相当な場合には認めるが、少年法の理念を堅持し、相当性の判断における考慮事情、判断基準として以下の点を追加するよう主張した。

①相当性の判断に際し「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことを基準として明示する②審判廷における少年の心身に及ぼす影響等に配慮する③傍聴を許す場合には事前に付添人の意見を聴取しなければならない。その場合、少年に付添人がない時は国選付添人をつける④12歳未満の少年に係る事件については傍聴の対象から除外、触法少年の特性への配慮も明記⑤家庭裁判所は審判の状況などに関して被害者等へ説明しなければならない⑥この法律の施行3年後の見直し条項を設ける。

上記の修正骨子にそって自民党、公明党と修正協議を行った結果、合意に至り、3党共同修正により衆議院、参議院でそれぞれ可決され、成立した。

13 テロ根絶法案

油より水を、武力よりも民生支援を

政府は、テロ特措法の期限切れを目前にして、168回臨時国会に「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案」（新テロ特措法）を提出した。民主党はまずテロ特措法に基づいて自衛隊が行ってきた6年間の活動の総括が不可欠であると考え、国政調査権の発動も含め政府に対し情報公開を求めてきた。しかし、イラク作戦への転用の懸念が払拭されないばかりか、給油量取り違い問題や航泊日誌の誤破棄等、シベリアン・コントロールを揺るがす問題が噴出した。政府の説明責任が全く果たされないにもかかわらず、新テロ特措法では、自衛隊派遣の国会承認規定が削除され、容認できないとして、民主党は反対した。

アフガニスタンの生活再建こそがテロ対策

民主党は、テロ撲滅と真の平和実現のためには、民生人道支援を行うことが日本の役割であるとして、「国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案」（テロ根絶法案）を対案として提出した。その内容は、①アフガニスタン国内における和解と抗争停止合意の形成を支援②抗争停止合意後、かんがい事業や医療、物資の輸送、警察行政改革の4分野を重点に、自衛隊も含む人道復興支援を行う③「アフガニスタン人間の安全保障センター」を設置④基本的な法制の整備を行う——等である。民主党案は、参議院外交防衛委員会では否決されたが、本会議で可決、衆議院に送付され、継続審議となった。政府の新テロ特措法は、参議院で否決されたが、衆議院で再可決され、給油活動が再開された。

14 在日米軍駐留経費負担特別協定

思いやり予算の情報開示と説明責任を

民主党は、「在日米軍駐留経費負担特別協定」（いわゆる「思いやり予算」）の2006年改定時には、米軍再編協議の動向や基地移転経費等のあり方、米軍のさらなる節約努力等を厳しく検証していくことを条件に賛成した。

2008年改定では、労務費、光熱水費、訓練移転をはじめとした娯楽施設への経費負担のあり方を指摘し、日米地位協定の抜本改定を要求したが、政府はかたちばかりの経費節減を盛り込み妥結を急ぎ、納税者が納得できる説明もなかったため、衆議院で同協定の承認に反対した。参議院では、反対多数で否決されたが、憲法61条の規定に基づき、衆議院で承認された議決をもって国会の議決となった。

経費節減努力を厳しく検証

民主党は、日米同盟をわが国の安全保障の基軸と捉え、アジア太平洋地域の平和と安定の要として、重要であることを認識している。問題は、日本政府が日米同盟の現実を踏まえ、国民の立場に立って交渉を遂行してきたかということである。また、米軍基地で雇用されている日本人労働者の雇用の安定も重要であるにもかかわらず、駐留軍労働者の雇用条件等についての国内法令遵守の徹底も図られていない。

民主党は今後も、米国の言いなりに資金を提供することにならないよう、日米双方の経費節減努力、日米地位協定の抜本的な改定、米軍再編にかかる経費のあり方等、予算のより厳格な執行について不断の検証に努めるとともに、基地労働者の労働環境の向上を図るよう、全力を尽くす。

15 租特透明化法案

隠れ補助金の実態を明らかに

租税特別措置の実態を調査

租税特別措置（租特）は、税金を減免するため、財政資金を使用しているも同然という点、特定の対象者の負担を軽減する点で、補助金と変わらない。よって、租特の新設・継続に当たっては、対象者が明確である、効果や必要性が明白である等、透明性の確保を通じ、国民の納得が得られることを大前提とすべきである。

民主党は、租特の実態を明らかにすべく、2007年秋に、その延長・新設を要求している関係各省庁に具体的な資料の提出を求め、ヒアリングを行った。その結果、関係各省庁が①租特の減税額試算を適正に行っていない②利用実績を把握していない③政策評価を適正に行っていない④補助金等の予算措置との関係が整理できていない——等の問題点が明白となった。しかも、どの企業がどんな恩典を受けているか、財務省ですら全く分かっていないことが判明した。にもかかわらず、租特の中には、長期にわたって存続しているものが数多くある。

法案化し、参議院で可決

この結果を受け、民主党は①租特の適用実態調査②調査結果の国会への報告③会計検査院による租特実施状況の検査④事後評価等における正当性の検証——等の仕組みを整備し、租特の整理合理化を推し進める「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」（租特透明化法案）を提出した。本法案は5月23日、参議院で可決され、衆議院に送付されたが、与党の非協力的態度により、廃案となった。

16 教科書バリアフリー関連3法案

不足している 拡大教科書

教科書がない子どもたち

現在、小中学校の通常学級に在籍する弱視の子どもが使用する拡大教科書（文字などを大きくした教科書）は、教科書会社などから発行されるものが少なく、その多くはボランティアの手作業に頼って作られている。また、拡大教科書を製作するにはデジタルデータを利用するのが有効だが、教科書会社などから提供される内容は不十分で、すべての弱視の子どもたちに拡大教科書が行き渡っていないのが現状である。

民主党提案を契機に前進

民主党はこうした状況を改善すべく、すべての子どもの学ぶ機会を保障する観点から、国と教科書会社に拡大教科書の発行・費用負担等を義務付ける「教科書バリアフリー関連3法案」を169回通常国会で参議院に提出した。

こうした民主党の取り組みがきっかけとなり、与党も同旨の法律案を成立させる必要があるとの意見で一致したことから、民主党案をベースに「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案」が取りまとめられ、169回通常国会で参議院文教科学委員長提出により成立した。その内容は①国や教科書発行者による拡大教科書等の発行の促進②デジタルデータの提供に関する責務③障がいのある児童生徒が使用する拡大教科書等の法定化④拡大教科書の無償給与である。

民主党は引き続き、障がいのある子どもたちに配慮した教科書等の普及促進を目指し、取り組みを進めていく。

17 高校無償化法案

教育に係る 保護者負担の軽減

マニフェストを法案化

高等学校などの後期中等教育機関への進学率は2006年に97.7%に達しており、いわゆる高校の希望者全入時代を迎えつつある。

民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストに「高等学校の無償化」を掲げ、保護者の教育費負担の軽減、子どもたちの教育の機会均等の保障、そして「教育格差」の是正の観点から法案化の検討を進めてきた。そして、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（高校無償化法案）を169回通常国会に提出したが、廃案となった。

授業料相当額を支援

法案の内容は①国公立の高等学校の授業料の標準額を設定し、その額までの範囲内で国公立の高等学校の生徒の保護者に対し授業料相当額の就学支援金を支給することにより国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進する②私立の高等学校等および国公立の専修学校等の生徒の保護者に対しても、それに相当する就学支援金（私立の高等学校等の生徒につき世帯収入が低い場合には一定の加算をした就学支援金）を支給することにより、その教育に係る負担の軽減を図るものとした。

今後は、高等教育の無償化、幼児教育の無償化などにも取り組み、教育に係る保護者負担の実質的な軽減を図っていく。

18 肝炎医療費助成法案

すべての肝炎患者に 医療費助成を

わが国にはウイルス性肝炎患者が350万人いるといわれるが、予防接種、輸血、血液製剤投与等の医療行為により感染したケースも多く、医薬品行政のあり方が問われている。有効な治療方法があっても、経済的負担が過重で治療が十分に受けられない患者もおり、国の責任で医療費支給等を緊急に行う必要が生じた。民主党は、薬害C型肝炎訴訟で血液製剤の投与等の因果関係が認められた患者だけでなく、カルテや医療記録がなく薬剤の投与を証明できない場合も含めすべての肝炎患者を対象とする緊急支援措置を提案した。

肝炎医療費助成法案を提出

民主党の「特定肝炎対策緊急措置法案」（肝炎医療費助成法案）では、B型・C型肝炎患者でインターフェロン治療が必要と認定を受けた人（被認定者）に対し「肝炎患者健康手帳」を交付、被認定者が厚生労働大臣指定の医療機関でインターフェロン治療を受けた場合、患者の医療費自己負担を月額上限1万円、一定年収以上の者は同上限2万円、市町村税世帯非課税の場合は負担なしとする。肝炎に対するインターフェロン治療以外の治療に対する医療費助成や肝炎の総合的対策の検討、肝炎に関する必要な調査研究推進、肝炎対策協議会設置も定める。

与党も民主党案より低い水準ではあるが医療費助成を行う法案を衆議院に提出し、民主党に協議を呼びかけてきた。しかし、平成20年度予算以上の予算措置はできないと与党が主張したため協議は進展せず決裂。民主党案は169回通常国会で審査未了廃案となった。

19 食の安全・安心対策関連法案

農場から食卓まで 不安を解消

中国製冷凍ギョーザ事件など食の不安高まる

消費期限改ざん事件、牛肉偽装事件、原産地不適正表示事件など食品をめぐる相次ぐ不祥事に加え、中国産冷凍ギョーザによる中毒事件が発生し、輸入品も含めた食品に対する消費者の不信が急速に高まっている。

民主党は従来から、食品安全行政の一元化、加工食品や外食の原料原産地表示の義務化、トレーサビリティ拡充・徹底等の実現を目指してきたが、「食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案」「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案」「食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案」（食の安全・安心対策関連法案）を169回通常国会で衆議院に提出した。

トレーサビリティ導入促進・食品安全庁創設

3法案の概要は以下の通り。①食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達システムの導入促進を図る②加工食品の原料または材料の原産地表示の義務付けを拡大するとともに、食品等を輸入するに当たって当該食品等に係る安全性確保措置の届け出を義務付ける③農林水産省に新設する食品安全庁に食品安全行政を一元化するとともに、内閣府に置かれている食品安全委員会の機能を強化する。

3法案は衆議院農林水産委員会で趣旨説明が行われ、継続審議となった。

20 中小企業経営承継円滑化法案

円滑な事業承継 スキームの確立

中小企業は、わが国経済の原動力であるにもかかわらず、廃業数が開業数を上回り、企業数の減少に歯止めがかからない。年間の廃業数29万社のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業は約7万社にのぼり、雇用の喪失は毎年20～35万人と推計されている。中小企業経営者の高齢化、団塊の世代を中心とする中小企業経営者の世代交代期を迎えるにあたり、円滑な事業継承スキームを早急に確立することが喫緊の課題となっている。

包括的な事業承継税制

民主党は、経済産業部門内に事業承継問題小委員会を設置し、精力的に検討を行った。その結果①事業承継を円滑に進めるため親族への相続、従業員への売却、他の会社への売却など、多様なチャンネルを選択できるシステムをつくる②相続の際に非上場企業だと株式に課税される制度を改め公平にする③中小企業経営者の個人資産と会社の資産を明確に区分する——等を原則とし、具体的対策として①非上場株式等の事業用資産に対する相続税減免など包括的な事業承継税制の確立②政府系金融機関についての個人保証撤廃、事業承継ファンドの設立など金融の整備③相談支援体制の整備等を行うとした。

政府は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」を169回通常国会に提出した。非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度創設や遺留分について民法の特例を設ける等、民主党の考え方や関係団体の要望に合致する内容であることから、賛成し、成立させた。

21

国土交通省設置法等改正案

運輸安全委員会の機能を拡充・強化

政府は「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。観光庁を設置し、航空・鉄道事故調査委員会および海難審判庁を運輸安全委員会および海難審判所に改組する等の措置を講ずるもの。

民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストで運輸安全委員会の設置、観光戦略を担う行政機関の設置を提唱した。運輸安全委員会検討小委員会での議論を踏まえ、運輸安全委員会について実効性ある機関とするよう修正を求めた。

被害者に対する情報提供など修正が実現

その結果、民主党などの共同提案により重要な修正が実現した。その概要は以下の通り。①勧告を受けた関係者が正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表できる②被害者等の心情に十分配慮し、これらの者に対し事故等調査に関する情報を適時に適切な方法で提供する③必要に応じ関係行政機関の長等に対し資料または情報の提供など必要な協力を求めることができる④政府は法律の施行後5年を経過した場合において必要と認めるときは、運輸安全の一層の確保を図る等の観点から委員会の機能を拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、委員会を内閣府に設置し、所掌に特定自動車事故の原因究明のための調査などを追加するとの民主党の提言を受けて、附帯決議に業務範囲に自動車事故を加えること等、運輸安全委員会の在り方について検討する趣旨が盛り込まれた。法案は衆議院で修正の上、成立した。

22

下水道法等改正案

環境とくらしを守る社会に向けて

汚水処理対策が地方財政を圧迫

現在、下水道で生活排水などを浄化処理している人口は約9千万人となっている。今後の下水道整備については必要とされるコストが高く、自治体の財政難という現状も併せ考えると、下水道に偏重した汚水処理対策は、その方向性を見直すべき時期にきている。地方自治体の公営企業会計の債務60兆円のうち約半分は下水道事業によるものである。

それに対して、各家庭に設置する合併浄化槽で処理している人口は約1千万人である。合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率においてすぐれていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されている。

しかし、下水道事業が供用されると、合併浄化槽のある世帯でも下水道に接続することが義務化され、家庭は合併浄化槽使用時の費用より高い下水道使用料金を支払うことになる。

硬直的な接続義務を見直し

民主党は、下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識から、住民負担を減らし環境を守る社会を建設するため、「下水道法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会で参議院に提出した。法案の概要は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じるもの。法案は廃案となった。

23 地球温暖化対策基本法案

脱地球温暖化を めざして

ポスト京都議定書における新たな国際的枠組みの構築に向けて、政府は2008年6月に「『低炭素社会・日本』をめざして」と題した、いわゆる「福田ビジョン」を発表した。しかし中期削減目標の数値を打ち出しておらず、国内排出量取引制度については「国内統合市場の試行的な実施」を明記するにとどまり、目指すべき方向性や具体的な実施時期については不透明なままであり、環境税等についても旧来のあいまいな姿勢に終始するなど、その内容は乏しい。

民主党は、世界と将来世代に対する責任を果たすため、地球環境・生態系の破壊を食い止めながら、国際的な協調を進めつつ、経済成長や豊かなライフスタイルを実現することを目的とする「地球温暖化対策基本法案」を169回通常国会で参議院に提出した。

明確な数値目標を設定する民主党案

同法案では1990年を基準とした中期削減目標（2020年までに25%削減）と長期削減目標（2050年までのできるだけ早い時期に60%超を削減）の数値を設定した。目標達成のための政策手法として①2010年度からのキャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の創設②地球温暖化対策税の創設③新エネルギーの利用促進④革新的技術開発の促進⑤エネルギーの使用の合理化⑥CO₂の見える化⑦フロン類等の使用の抑制などを規定する。民主党案は委員会未付託で廃案となったが、京都議定書の約束の達成とともに、ポスト京都議定書の枠組み構築に向けた民主党の地球温暖化対策の基本方針として、法案再提出を含め議論を継続する。

24 生物多様性基本法案

生物多様性保全の ために

生物多様性は危機的な状況にあり、世界で約4万種の生物種が毎年絶滅しているといわれている。2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本で開催されることとなり、2007年に政府が第3次生物多様性国家戦略をまとめたが、内容が不十分であり、世界でのイニシアティブを発揮する上で速やかな法制化が必要とされていた。民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストで環境政策の3本柱の一つとして「生物多様性の保全」のための基本法制定を公約しており、パブリックコメントを募集し広く国民から聴取した意見を反映させながら法案の起草作業を進めた。

民主党先行で「基本法」成立

民主党は、「生物多様性基本法案」を169回通常国会で衆議院に提出した。同法案の内容は、人類存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保するため、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明確にすることで保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、これまでの生物多様性国家戦略を昇華させた国家基本計画（5カ年計画）を策定するとともに、その中で18項目にわたる基本的な施策を掲げている。

その後、与党が衆議院に同趣旨の法案を提出したことを受けて、与党と協議を行い、民主党案を基に超党派議員立法が取りまとめられ、169回通常国会で衆議院環境委員長提出の超党派議員立法として可決・成立した。

民主党が取り組んだ主な議員立法、法案修正

法案名	提出会派	閉会時点の結果
第167回臨時国会 (2007年8月7日~2007年8月10日)		
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (年金保険料流用禁止法案)	参 民	廃案 (参)
郵政民営化法の一部を改正する法律案	参 民社国	廃案 (参)
第168回臨時国会 (2007年9月10日~2008年1月15日)		
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (年金保険料流用禁止法案)	参 民	参院可決、継続 (衆)
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	参 民	与野党合意で下記法案を共同提出のため、撤回
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	参 民自公	成立
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (障害者自立支援法応益負担廃止法案)	参 民	継続 (参)
特定肝炎対策緊急措置法案 (肝炎医療費助成法案)	参 民	継続 (参)
イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案 (イラク特措法廃止法案)	参 民	参院可決、廃案 (衆)
農業者戸別所得補償法案	参 民	参院可決、継続 (衆)
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (郵政株式会社等の株式処分停止等法案)	参 民社国	参院可決、継続 (衆)
保険業法等の一部を改正する法律案	参 民	廃案 (参)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (取り調べ可視化法案)	参 民	継続 (参)
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案	参 民	継続 (参)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 (在外被爆者支援法案)	参 民	廃案 (参)
国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案 (テロ根絶法案)	参 民	参院可決、継続 (衆)
子ども手当法案	参 民	廃案 (参)
最低賃金法の一部を改正する法律案 ※166回国会より継続	衆 民	政府案への修正合意を受け、撤回
労働契約法案	衆 民	政府案への修正合意を受け、撤回
政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆 倫理選挙特別委員長	成立
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分記金の支払等に関する法律案 ※166回国会より継続	衆 民	与野党で下記法案に合意したため、撤回
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分記金の支払等に関する法律案	衆 財務金融委員長	成立
児童扶養手当法の一部を改正する法律案	衆 民	継続 (衆)
学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進に関する法律の一部を改正する法律案 (教職員人材確保法等改正案)	衆 民	廃案 (衆)
介護労働者の人材確保に関する特別措置法案	衆 民	継続 (衆)
身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案	衆 厚生労働委員長	成立
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の支援に関する法律の一部を改正する法律案	衆 厚生労働委員長	成立
厚生年金保険給付及び保険料納付の特例法案	衆 自公	成立 ※民主党修正要求に与党が合意
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案	衆 農林水産委員長	成立
借地借家法の一部を改正する法律案	衆 法務委員長提案	成立
老人福祉法の一部を改正する法律案	衆 厚生労働委員長	成立
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案 (薬害C型肝炎患者救済法案)	衆 厚生労働委員長	成立
行政書士法の一部を改正する法律案	衆 総務委員長	成立

民主党の提案が反映されて修正された政府提出法案

労働契約法案
最低賃金法の一部を改正する法律案 ※166回国会より継続
放送法等の一部を改正する法律案 ※166回国会より継続

法案名	提出会派	閉会時点の結果
第169回通常国会 (2008年1月18日~2008年6月21日)		
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (障害者自立支援法、応益負担廃止法案) ※168回国会より継続	参 民	廃案 (参)
特定肝炎対策緊急措置法案 (肝炎医療費助成法案) ※168回国会より継続	参 民	廃案 (参)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (年金保険料流用禁止法案) ※168回国会継続	参 民	継続 (衆)
農業者戸別所得補償法案 ※168回国会より継続	参 民	否決 (衆)
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 ※168回国会より継続	参 民社国	継続 (衆)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (取り調べ可視化法案) ※168回国会より継続	参 民	参院可決、廃案 (衆)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (取り調べ可視化法案) ※164回国会より継続法案	衆 民	継続 (衆)
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 ※168回国会より継続	参 民	参院可決、継続 (衆)
国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案 (テロ根絶法案) ※168回国会より継続	参 民	継続 (衆)

法案名	提出党派	閉会時点の結果
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(特定財源制度改革法案)	参 民	廃案(参)
所得税法等の一部を改正する法律案(非日切れ法案)	参 民	廃案(参)
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(租特透明化法案)	参 民	参院可決、廃案(衆)
国立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(高校無償化法案)	参 民	廃案(参)
標準教科用拡大図書等の発行等に関する法律案(教科書バリアフリー関連3法案)	参 民	
小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案(教科書バリアフリー関連3法案)	参 民	与野党で下記法案に合意したため、廃案
特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(教科書バリアフリー関連3法案)	参 民	
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案	参 文教科学委員長	成立
租税特別措置法の一部を改正する法律案(日切れ法案)	参 民	廃案(参)
揮発油税等の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(ガソリンスタント対策法案)	参 民	廃案(参)
保険業法等の一部を改正する法律案	参 民	廃案(参)
財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(義務教育事務の緊急移管制度創設法案)	参 民	参院可決、廃案(衆)
民法の一部を改正する法律案(選択的夫婦別氏等法案)	参 民共社無	廃案(参)
民法の一部を改正する法律案(選択的夫婦別氏等法案) ※164回国会より継続	衆 民共社無	継続(衆)
子ども手当法案	参 民	廃案(参)
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案	参 民	与野党で下記法案に合意したため、撤回
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案	衆 環境委員長	成立
銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案	参 民	廃案(参)
下水道法等の一部を改正する法律案	参 民	廃案(参)
後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(高齢者医療負担増廃止法案)	衆 民共社国	廃案(衆)
後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(後期高齢者医療制度廃止法案)	参 民共社	参院可決 継続(衆)
学校安全対策基本法案	参 民	廃案(参)
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(学校教育環境整備法案)	参 民	廃案(参)
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(研究開発力強化法案)	参 内閣委員長	成立
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案	参 法務委員長	成立
歯の健康の保持の推進に関する法律案	参 民	廃案(参)
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	参 民	廃案(参)
法人税法の一部を改正する法律案(特殊支配同族会社役員給与損金不算入措置廃止法案)	参 民	廃案(参)
地球温暖化対策基本法案	参 民	廃案(参)
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	参 民共社	廃案(参)
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(死因究明2法案) ※166回国会より継続	衆 民	継続(衆)
法医学研究所設置法案(死因究明2法案) ※166回国会より継続	衆 民	継続(衆)
児童扶養手当法の一部を改正する法律案 ※168回国会より継続	衆 民	否決(衆)
基礎年金番号を用いての把握がなされていない年個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(「ねんきん特別便」緊急支援法案)	衆 民	継続(衆)
国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(国民年金過払い還付法案)	衆 民	継続(衆)
食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(食の安全・安心対策関連法案)	衆 民	継続(衆)
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(食の安全・安心対策関連法案)	衆 民	継続(衆)
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(食の安全・安心対策関連法案)	衆 民	継続(衆)
介護労働者の人材確保に関する特別措置法案 ※168回国会より継続	衆 民	与野党合意で下記法案が成立したため、撤回
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案	衆 厚生労働委員長	成立
宇宙基本法案	衆 内閣委員長	成立
生物多様性基本法案	衆 民	与野党で下記法案に合意したため、撤回
生物多様性基本法案	衆 環境委員長	成立
特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案(韓国・朝鮮人元BC級戦犯法案)	衆 民	継続(衆)
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案	衆 民	与野党合意で下記法案が成立したため、撤回
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案	衆 内閣委員長	成立
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正案(在外被爆者支援)	衆 厚生労働委員長	成立
電気通信事業法の一部を改正する法律案(携帯電話有害サイト接続制限法案) ※165回国会より継続	衆 民	廃案(衆)
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案	衆 総務委員長	成立
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時特措法案(学校施設耐震化促進法案) ※166回国会より継続	衆 民	与野党合意で下記法案が成立したため、撤回
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案	衆 文部科学委員長	成立
離島振興法等の一部を改正する法律案	衆 民	継続(衆)
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案	衆 厚生労働委員長	成立
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律案	衆 青少年特別委員長	成立
地方自治法の一部を改正する法律案	衆 総務委員長	成立

**民主党の提案が反映されて
修正された政府提出法案**

地方交付税法等の一部を改正する法律案(平成19年度補正予算関連)、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案、電波法の一部を改正する法律案、学校保健法等の一部を改正する法律案、国家公務員制度改革基本法案、少年法の一部を改正する法律案

167回臨時国会の案件一覧(2007年8月7日~2007年8月10日)

167回臨時国会会派名略称

民=[衆]民主党・無所属クラブ/[参]民主党・新緑風会、自=[衆]自由民主党・無所属会/[参]自由民主党、公=公明党、共=日本共産党、社=[衆]社会民主党・市民連合/[参]社会民主党・護憲連合、国=[衆]国民新党・そうぞう・無所属の会/[参]国民新党、各=会派に属さない議員、()は会派所属議員の一部

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案 (小宮山洋子君外四名[民]提出第163回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	道路交通法の一部を改正する法律案 (小宮山洋子君外三名[民]提出第163回国会衆法第12号)	継続			
衆	継続	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案 ([公]提出第163回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外二名[民]提出第164回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出第164回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出第164回国会衆法第15号)	継続			
衆	継続	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名[民]提出第164回国会衆法第26号)	継続			
衆	継続	国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出第164回国会衆法第27号)	継続			
衆	継続	民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外七名[民共社各]提出第164回国会衆法第35号)	継続			
衆	継続	公職選挙法等の一部を改正する法律案 (渡辺周君外七名[民]提出第164回国会衆法第40号)	継続			
衆	継続	学校教育法の一部を改正する法律案 (武正公一君外四名[民]提出第165回国会衆法第2号)	継続			
衆	継続	交通基本法案(細川律夫君外五名[民社]提出第165回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	電気通信事業法の一部を改正する法律案 (高井美穂君外二名[民]提出第165回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (園田康博君外六名[民]提出第166回国会衆法第1号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第29号)	継続			
衆	継続	借地借家法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第33号)	継続			
衆	継続	最低賃金法の一部を改正する法律案 (細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第34号)	継続			
衆	継続	環境健康被害者等救済基本法案 (末松義規君外二名[民]提出第166回国会衆法第38号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第41号)	継続			
衆	継続	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案 (松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第43号)	継続			
衆	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第44号)	継続			
衆	継続	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第45号)	継続			
衆	継続	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第47号)	継続			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第48号)	継続			
衆	継続	宇宙基本法案([自公]提出第166回国会衆法第50号)	継続			
衆	継続	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案 (細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第51号)	継続			
衆	継続	法医学研究所設置法案(細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第52号)	継続			
衆	継続	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備に関する臨時措置法案(藤村修君外二名[民]提出第166回国会衆法第53号)	継続			
衆	継続	老人福祉法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第54号)	継続			
参	8/9	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(足立信也君外五名[民]提出参法第1号)		未付託未了		
参	8/9	郵政民営化法の一部を改正する法律案(山下八洲夫君外五名[民]提出参法第2号)		未付託未了		
閣	継続	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	継続			
閣	継続	労働契約法案(第166回国会閣法第80号)	継続			
閣	継続	労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	継続			
閣	継続	最低賃金法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第82号)	継続			
閣	継続	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第87号)	継続			
閣	継続	安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第93号)	継続			
閣	継続	放送法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第94号)	継続			
閣	継続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第95号)	継続			
閣	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第97号)	継続			
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (内閣提出第166回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (内閣提出第166回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び 各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出第166回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (内閣提出第166回国会承諾)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (内閣提出第166回国会承諾)	継続			
決	継続	平成十七年度一般会計歳入歳出決算(第165回国会決算)	継続			
決	継続	平成十七年度特別会計歳入歳出決算(第165回国会決算)	継続			
決	継続	平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書(第165回国会決算)	継続			
決	継続	平成十七年度政府関係機関決算書(第165回国会決算)	継続			
国	継続	平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第165回国会国有財産)	継続			
国	継続	平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第165回国会国有財産)	継続			
N	継続	日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (内閣提出第166回国会NHK決算)	審査未了			

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

168回臨時国会の案件一覧(2007年9月10日~2008年1月15日)

168回臨時国会会派名略称

民=[衆]民主党・無所属クラブ/[参]民主党・新緑風会・日本、自=[衆]自由民主党・無所属会(07.12.18より自由民主党に改称)/[参]自由民主党・無所属の会、公=公明党、共=日本共産党、社=[衆]社会民主党・市民連合/[参]社会民主党・護憲連合、国=[衆]国民新党・そうぞう・無所属の会/[参]国民新党(07.10.23より民主党・新緑風会・日本に合流)、各=会派に属さない議員、()は会派所属議員の一部

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案 (小宮山洋子君外四名[民]提出第163回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	道路交通法の一部を改正する法律案 (小宮山洋子君外三名[民]提出第163回国会衆法第12号)	継続			
衆	継続	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案 ([公]提出第163回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外二名[民]提出第164回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第164回国会衆法第15号)	継続			
衆	継続	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案 (長妻昭君外二名[民]提出第164回国会衆法第26号)	継続			
衆	継続	国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出第164回国会衆法第27号)	継続			
衆	継続	民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外七名[民共社各]提出第164回国会衆法第35号)	継続			
衆	継続	公職選挙法等の一部を改正する法律案 (渡辺周君外七名[民]提出第164回国会衆法第40号)	継続			
衆	継続	学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外四名[民]提出第165回国会衆法第2号)	継続			
衆	継続	交通基本法案(細川律夫君外五名[民社]提出第165回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	電気通信事業法の一部を改正する法律案 (高井美穂君外二名[民]提出第165回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (園田康博君外六名[民]提出第166回国会衆法第1号)	撤回			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第29号)	継続			
衆	継続	借地借家法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第33号)	撤回			
衆	継続	最低賃金法の一部を改正する法律案 (細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第34号)	撤回			
衆	継続	環境健康被害者等救済基本法案(末松義規君外二名[民]提出第166回国会衆法第38号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第41号)	継続			
衆	継続	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案 (松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第43号)	継続			
衆	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第44号)	継続			
衆	継続	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第45号)	撤回			
衆	継続	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第47号)	附12/11 可決	継続	賛成	衆反=共
衆	継続	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第48号)	継続			
衆	継続	宇宙基本法案([自公]提出第166回国会衆法第50号)	継続			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案 (細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第51号)	継続			
衆	継続	法医学研究所設置法案(細川律夫君外二名[民]提出第166回国会衆法第52号)	継続			
衆	継続	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外二名[民]提出第166回国会衆法第53号)	継続			
衆	継続	老人福祉法の一部を改正する法律案([自公]提出第166回国会衆法第54号)	撤回			
衆	9/28	労働契約法案(細川律夫君外三名[民]提出衆法第1号)	撤回			
衆	10/12	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第2号)	撤回			
衆	11/2	身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第3号)	省11/2 可決	11/28 可決	賛成	全会一致
衆	11/2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第4号)	省11/2 可決	11/28 可決	賛成	全会一致
衆	11/2	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案 ([自公]提出衆法第5号)	12/4 修正	12/12 可決	賛成	全会一致
衆	11/6	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第6号)	継続			
衆	11/8	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院議院運営委員長提出衆法第7号)	省11/8 可決	11/26 可決	賛成	全会一致
衆	11/16	肝炎対策基本法案([自公]提出衆法第8号)	継続			
衆	11/26	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出衆法第9号)	継続			
衆	11/29	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案(牧義夫君外三名[民]提出衆法第10号)	審査未了			
衆	11/29	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案 (大島章宏君外二名[民]提出衆法第11号)	撤回			
衆	12/4	有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案 ([自公]提出衆法第12号)	撤回			
衆	12/5	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案 (衆議院財務金融委員長提出衆法第13号)	省12/11 可決	12/14 可決	賛成	全会一致
衆	12/5	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名[民]提出衆法第14号)	継続			
衆	12/7	老人福祉法の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第15号)	省12/11 可決	12/12 可決	賛成	全会一致
衆	12/7	借地借家法の一部を改正する法律案(衆議院法務委員長提出衆法第16号)	省12/11 可決	12/14 可決	賛成	反=共
衆	12/11	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案 (衆議院農林水産委員長提出衆法第17号)	省12/11 可決	附12/14 可決	賛成	衆=全会一致 参反=(各)
衆	12/11	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 (金田誠一君外二名[民社]提出衆法第18号)	継続			
衆	12/14	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出衆法第19号)	継続			
衆	12/19	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出衆法第20号)	省12/20 可決	12/21 可決	賛成	衆反=共 参反=共(各)
衆	12/20	行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出衆法第21号)	省12/20 可決	1/9可決	賛成	全会一致
衆	1/7	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案([自公]提出衆法第22号)	撤回			
衆	1/8	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案 (衆議院厚生労働委員長提出衆法第23号)	省1/8 可決	1/11 可決	賛成	全会一致

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

168回臨時国会の案件一覧(2007年9月10日~2008年1月15日)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	1/9	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案 (三井辨雄君外三名[民]提出衆法第24号)	継続			
参	9/14	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(直嶋正行君外六名[民]提出参法第1号)	継続	11/2 可決	賛成	参反=自公(各)
参	9/27	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 (森ゆうこ君外六名[民]提出参法第2号)		撤回		
参	9/28	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (谷博之君外六名[民]提出参法第3号)		継続		
参	10/2	特定肝炎対策緊急措置法案(家西悟君外六名[民]提出参法第4号)		継続		
参	10/18	イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案 (浅尾慶一郎君外五名[民]提出参法第5号)	審査未了	11/28 可決	賛成	参反=自公(各)
参	10/18	農業者戸別所得補償法案(平野達男君外四名[民]提出参法第6号)	継続	11/9 可決	賛成	参反=自公(各)
参	10/23	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(自見庄三郎君外六名[民]提出参法第7号)	継続	12/12 可決	賛成	参反=自公(各)
参	11/1	保険業法等の一部を改正する法律案(大久保勉君外五名[民]提出参法第8号)		未付託未了		
参	11/8	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 (高橋千秋君外四名[民]提出参法第9号)	附11/9 可決	附11/9 可決	賛成	全会一致
参	12/4	刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松岡徹君外五名[民]提出参法第10号)		継続		
参	12/4	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外七名[民]提出参法第11号)		継続		
参	12/4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 (直嶋正行君外五名[民]提出参法第12号)		未付託未了		
参	12/21	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(直嶋正行君外八名[民]提出参法第13号)	継続	1/11 可決	賛成	参反=自公共社(各)
参	12/26	子ども手当法案(神本美恵子君外八名[民]提出参法第14号)		未付託未了		
条	12/11	経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	継続			
条	12/11	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	継続			
条	12/11	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	継続			
閣	継続	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	継続			
閣	継続	労働契約法案(第166回国会閣法第80号)	11/8 修正	11/28 可決	賛成	衆反=共社 参反=(民)共社(各)
閣	継続	労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	継続			
閣	継続	最低賃金法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第82号)	11/8 修正	11/28 可決	賛成	反=共
閣	継続	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第87号)	附11/6 可決	11/28 可決	賛成	衆反=共社 参反=(民)共社(各)
閣	継続	安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第93号)	審査未了			
閣	継続	放送法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第94号)	附12/11 修正	附12/21 可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	継続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第95号)	継続			
閣	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第97号)	継続			
閣	10/12	消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	附11/2 可決	附11/14 可決	賛成	全会一致
閣	10/12	電気用品安全法の一部を改正する法律案(閣法第2号)	附11/2 可決	附11/14 可決	賛成	全会一致
閣	10/12	気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第3号)	11/2 可決	11/14 可決	賛成	全会一致

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	10/12	温泉法の一部を改正する法律案(閣法第4号)	附11/2 可決	附11/26 可決	賛成	全会一致
閣	10/16	銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第5号)	附11/6 可決	附11/26 可決	賛成	全会一致
閣	10/17	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号)	11/13 可決	1/11 否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各)
閣	1/11	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(閣法第6号衆議院再議決案)	1/11 可決		反対	衆反=民共社
閣	11/2	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)	附11/8 可決	附11/26 可決	賛成	全会一致
閣	11/2	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	11/8 可決	11/30 可決	賛成	全会一致
閣	11/2	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)	11/8 可決	11/30 可決	賛成	全会一致
閣	11/2	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)	11/20 可決	11/30 可決	賛成	全会一致
認	10/19	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第1号)	11/2 承認	11/14 承認	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
認	10/19	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出承認第2号)	11/2 承認	11/14 承認	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第166回国会承認)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第166回国会承認)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出第166回国会承認)	継続			
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第166回国会承認)	継続			
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第166回国会承認)	継続			
決	継続	平成十七年度一般会計歳入歳出決算(第165回国会決算)	10/18 議決		反対	衆反=民共社
決	継続	平成十七年度特別会計歳入歳出決算(第165回国会決算)	10/18 議決		反対	衆反=民共社
決	継続	平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書(第165回国会決算)	10/18 議決		反対	衆反=民共社
決	継続	平成十七年度政府関係機関決算書(第165回国会決算)	10/18 議決		反対	衆反=民共社
決	11/20	平成十八年度一般会計歳入歳出決算(決算)	継続			
決	11/20	平成十八年度特別会計歳入歳出決算(決算)	継続			
決	11/20	平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書(決算)	継続			
決	11/20	平成十八年度政府関係機関決算書(決算)	継続			
国	継続	平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第165回国会国有財産)	10/18 是認		反対	衆反=民共社
国	継続	平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第165回国会国有財産)	10/18 是認		反対	衆反=民国
国	11/20	平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
国	11/20	平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出国有財産)	継続			
N	継続	日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出第166回国会NHK決算)	審査未了			

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

169回通常国会の案件一覧(2008年1月18日~2008年6月21日)

169回通常国会会派名略称

民=[衆]民主党・無所属クラブ/[参]民主党・新緑風会・国民新・日本、自=[衆]自由民主党/[参]自由民主党・無所属の会、公=公明党、共=日本共産党、社=[衆]社会民主党・市民連合/[参]社会民主党・護憲連合、国=[衆]国民新党・そうぞう・無所属の会、各=会派に属さない議員、()は会派所属議員の一部

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案 (小宮山洋子君外四名[民]提出第163回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号)	継続			
衆	継続	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案 (山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	道路交通法の一部を改正する法律案 (小宮山洋子君外三名[民]提出第163回国会衆法第12号)	継続			
衆	継続	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案 ([公]提出第163回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外二名[民]提出第164回国会衆法第13号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出第164回国会衆法第14号)	継続			
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出第164回国会衆法第15号)	継続			
衆	継続	消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名[民]提出第164回国会衆法第26号)	継続			
衆	継続	国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出第164回国会衆法第27号)	継続			
衆	継続	民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外六名[民共社各]提出第164回国会衆法第35号)	継続			
衆	継続	公職選挙法等の一部を改正する法律案 (渡辺周君外七名[民]提出第164回国会衆法第40号)	継続			
衆	継続	学校教育法の一部を改正する法律案 (武正公一君外四名[民]提出第165回国会衆法第2号)	継続			
衆	継続	交通基本法案(細川律夫君外五名[民社]提出第165回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	電気通信事業法の一部を改正する法律案 (高井美穂君外二名[民]提出第165回国会衆法第7号)	審査未了			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第29号)	継続			
衆	継続	環境健康被害者等救済基本法案 (末松義規君外二名[民]提出第166回国会衆法第38号)	継続			
衆	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (馬淵澄夫君外四名[民]提出第166回国会衆法第41号)	継続			
衆	継続	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案 (松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第43号)	継続			
衆	継続	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外四名[民]提出第166回国会衆法第44号)	継続			
衆	継続	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第47号)		審査未了		
衆	継続	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 ([自公]提出第166回国会衆法第48号)	継続			
衆	継続	宇宙基本法案([自公]提出第166回国会衆法第50号)	撤回			
衆	継続	非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案 (細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第51号)	継続			
衆	継続	法医学研究所設置法案(細川律夫君外一名[民]提出第166回国会衆法第52号)	継続			
衆	継続	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外二名[民]提出第166回国会衆法第53号)	撤回			

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第168回国会衆法第6号)	継続			
衆	継続	肝炎対策基本法案([自公]提出第168回国会衆法第8号)	継続			
衆	継続	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第168回国会衆法第9号)	継続			
衆	継続	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外二名[民]提出第168回国会衆法第14号)	5/29否決		賛成	衆反=自公
衆	継続	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外二名[民社]提出第168回国会衆法第18号)	継続			
衆	継続	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出第168回国会衆法第19号)	撤回			
衆	継続	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(三井辨雄君外四名[民]提出第168回国会衆法第24号)	撤回			
衆	1/29	国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第1号)	撤回			
衆	1/29	国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第2号)	撤回			
衆	1/29	国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第3号)	撤回			
衆	2/14	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(長島昭久君外五名[民]提出衆法第4号)	撤回			
衆	2/15	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第5号)	継続			
衆	2/28	後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(山田正彦君外五名[民共社国]提出衆法第6号)	審査未了			
衆	3/31	国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出衆法第7号)	省3/31可決	3/31可決	賛成	全会一致
衆	3/31	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院財務金融委員長提出衆法第8号)	省3/31可決	3/31可決	賛成	反=共
衆	4/10	生物多様性基本法案(田島一成君外二名[民]提出衆法第9号)	撤回			
衆	4/16	基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案(長妻昭君外四名[民]提出衆法第10号)	継続			
衆	4/16	国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名[民]提出衆法第11号)	継続			
衆	4/17	食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出衆法第12号)	継続			
衆	4/17	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出衆法第13号)	継続			
衆	4/17	食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外三名[民]提出衆法第14号)	継続			
衆	4/17	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出衆法第15号)	省4/17可決	4/18可決	賛成	全会一致
衆	4/25	介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆議院厚生労働委員長提出衆法第16号)	省4/25可決	5/21可決	賛成	全会一致
衆	5/9	宇宙基本法案(衆議院内閣委員長提出衆法第17号)	省5/13可決	附5/21可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

169回通常国会の案件一覧(2008年1月18日~2008年6月21日)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
衆	5/9	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案 ([自公]提出衆法第18号)	撤回			
衆	5/20	生物多様性基本法案(衆議院環境委員長提出衆法第19号)	省5/22 可決	5/28可決	賛成	全会一致
衆	5/27	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案 ([自公]提出衆法第20号)	継続			
衆	5/29	特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案 (大島章宏君外二名[民]提出衆法第21号)	継続			
衆	6/3	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院環境委員長提出衆法第22号)	省6/5可決	6/11可決	賛成	全会一致
衆	6/3	国民年金法等の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第23号)	継続			
衆	6/4	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案 (衆議院内閣委員長提出衆法第24号)	省6/5可決	6/11可決	賛成	全会一致
衆	6/4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院厚生労働委員長提出衆法第25号)	省6/5可決	6/11可決	賛成	衆=全会一致 参反=(民)
衆	6/5	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の 不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院総務委員長提出衆法第26号)	省6/6可決	附6/11 可決	賛成	全会一致
衆	6/6	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案 (衆議院文部科学委員長提出衆法第27号)	省6/6可決	6/11可決	賛成	全会一致
衆	6/6	離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外七名[民]提出衆法第28号)	継続			
衆	6/6	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案 (衆議院厚生労働委員長提出衆法第29号)	省6/6可決	6/11可決	賛成	衆=全会一致 参反=(民)
衆	6/6	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案 (衆議院青少年問題に関する特別委員長提出衆法第30号)	省6/6可決	附6/11 可決	賛成	衆=全会一致 参反=(各)
衆	6/10	地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出衆法第31号)	省6/10 可決	6/11可決	賛成	全会一致
衆	6/10	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を 改正する法律案([自公]提出衆法第32号)	継続			
参	継続	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を 改正する法律案(直嶋正行君外六名[民]提出第168回国会参法第1号)	継続			
参	継続	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案 (谷博之君外六名[民]提出第168回国会参法第3号)		審査未了		
参	継続	特定肝炎対策緊急措置法案(家西悟君外六名[民]提出第168回国会参法第4号)		審査未了		
参	継続	農業者戸別所得補償法案(平野達男君外四名[民]提出第168回国会参法第6号)	5/9否決		賛成	衆反=自公
参	継続	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する 法律案(自見庄三郎君外六名[民]提出第168回国会参法第7号)	継続			
参	継続	刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (松岡徹君外五名[民]提出第168回国会参法第10号)	審査未了	6/4可決	賛成	参反=自公(各)
参	継続	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 (岡崎トミ子君外七名[民]提出第168回国会参法第11号)	継続	5/23可決	賛成	参反=自公(各)
参	継続	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する 特別措置法案(直嶋正行君外八名[民]提出第168回国会参法第13号)	継続			
参	2/29	揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の 一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案 (直嶋正行君外七名[民]提出参法第1号)		審査未了		
参	2/29	所得税法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名[民]提出参法第2号)		審査未了		
参	2/29	租税特別措置法の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名[民]提出参法第3号)		審査未了		
参	3/18	国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における 教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案 (佐藤泰介君外六名[民]提出参法第4号)		未付託未了		

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
参	3/18	標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案(佐藤泰介君外五名[民]提出参法第5号)		未付託未了		
参	3/18	小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案(佐藤泰介君外五名[民]提出参法第6号)		未付託未了		
参	3/18	特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(佐藤泰介君外五名[民]提出参法第7号)		未付託未了		
参	3/21	揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(直嶋正行君外八名[民]提出参法第8号)		審査未了		
参	3/21	租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(直嶋正行君外八名[民]提出参法第9号)	審査未了	5/23可決	賛成	参反=自公(各)
参	3/24	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(亀井亜紀子君外九名[民共社各]提出参法第10号)		未付託未了		
参	4/9	財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(佐藤泰介君外六名[民]提出参法第11号)	審査未了	5/28可決	賛成	参反=自公(各)
参	4/22	民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九名[民共社]提出参法第12号)		未付託未了		
参	4/22	子ども手当法案(神本美恵子君外八名[民]提出参法第13号)		未付託未了		
参	4/24	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(ソルネンマルテイ君外六名[民]提出参法第14号)		撤回		
参	4/25	銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外六名[民]提出参法第15号)		未付託未了		
参	4/25	下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外九名[民]提出参法第16号)		未付託未了		
参	5/23	後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外八名[民共社]提出参法第17号)	継続	6/6可決	賛成	参反=自(公)(各)
参	5/27	学校安全対策基本法案(水岡俊一君外六名[民]提出参法第18号)		未付託未了		
参	5/28	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(佐藤泰介君外六名[民]提出参法第19号)		未付託未了		
参	5/29	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(参議院内閣委員長提出参法第20号)	附6/5可決	省5/30可決	賛成	反=共
参	6/3	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参議院法務委員長提出参法第21号)	6/10可決	省6/4可決	賛成	全会一致
参	6/4	歯の健康の保持の推進に関する法律案(櫻井充君外五名[民]提出参法第22号)		未付託未了		
参	6/4	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外五名[民]提出参法第23号)		未付託未了		
参	6/4	法人税法の一部を改正する法律案(直嶋正行君外七名[民]提出参法第24号)		未付託未了		
参	6/4	地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外七名[民]提出参法第25号)		未付託未了		
参	6/5	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参議院文教科学委員長提出参法第26号)	附6/10可決	省6/6可決	賛成	全会一致
参	6/10	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外十一名[民共社各]提出参法第27号)		未付託未了		
予	1/18	平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(予算第1号)	1/29可決	2/6否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立
予		平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(両院協議会)	2/6両院協議会不一致	2/6両院協議会不一致		
予	1/18	平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第2号)	1/29可決	2/6否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

169回通常国会の案件一覧(2008年1月18日~2008年6月21日)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
予		平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(両院協議会)	2/6両院協議会不一致	2/6両院協議会不一致		
予	1/18	平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予算第3号)	1/29可決	2/6否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立
予		平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(両院協議会)	2/6両院協議会不一致	2/6両院協議会不一致		
予	1/18	平成二十年度一般会計予算(予算第4号)	2/29可決	3/28否決	参反対(衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社国 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立
予		平成二十年度一般会計予算(両院協議会)	3/28 両院協議会不一致	3/28 両院協議会不一致		
予	1/18	平成二十年度特別会計予算(予算第5号)	2/29可決	3/28否決	参反対(衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社国 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立
予		平成二十年度特別会計予算(両院協議会)	3/28 両院協議会不一致	3/28 両院協議会不一致		
予	1/18	平成二十年度政府関係機関予算(予算第6号)	2/29可決	3/28否決	参反対(衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社国 参反=民共社(各) 憲法60条2項により成立
予		平成二十年度政府関係機関予算(両院協議会)	3/28 両院協議会不一致	3/28 両院協議会不一致		
条	継続	経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会条約第1号)	4/17承認	5/16承認	賛成	全会一致
条	継続	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会条約第2号)	4/17承認	5/16承認	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
条	継続	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会条約第3号)	4/24承認	5/21承認	賛成	全会一致
条	2/5	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	4/3承認	4/25 不承認	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各) 憲法61条により成立
条		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(両院協議会)	4/25 両院協議会不一致	4/25 両院協議会不一致		
条	2/22	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	4/24承認	5/21承認	賛成	全会一致
条	2/22	千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	5/13承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立
条	2/22	国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第4号)	5/20承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立
条	2/26	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第5号)	5/22承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
条	2/26	全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	4/24承認	5/21承認	賛成	全会一致
条	2/26	千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	5/20承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立
条	3/7	社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	5/13承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立
条	3/7	社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)	5/13承認		賛成	衆=全会一致 憲法61条の規定により成立
条	3/7	刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	4/17承認	5/16承認	賛成	全会一致
条	3/7	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	5/20承認		賛成	衆反=共 憲法61条の規定により成立
条	3/7	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	5/20承認		賛成	衆反=共 憲法61条の規定により成立
条	4/25	包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第13号)	5/22承認		賛成	衆反=共 憲法61条の規定により成立
閣	継続	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	継続			
閣	継続	労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	継続			
閣	継続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)	継続			
閣	継続	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号)	継続			
閣	1/18	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	1/29修正	2/6可決	賛成	衆反=共 参反=(民)共(各)
閣	1/18	平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)	2/29可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	4/30	平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号衆議院再議決案)	4/30可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	1/23	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	2/29可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	4/30	所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号衆議院再議決案)	4/30可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	1/23	道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	3/13可決	5/12否決	反対	衆反=民共社 参反=民共社(各)
閣	5/12	道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号衆議院再議決案)	5/13可決		反対	衆反=民共社
閣	1/25	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	2/29可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	4/30	地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号衆議院再議決案)	4/30可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

169回通常国会の案件一覧(2008年1月18日~2008年6月21日)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	1/25	地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)	2/29可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	4/30	地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号衆議院再議決案)	4/30可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	1/25	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)	2/29可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	4/30	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号衆議院再議決案)	4/30可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
閣	1/25	関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)	附3/25 可決	附3/31 可決	賛成	反=共
閣	1/25	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)	継続			
閣	1/29	国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	附4/15 修正	附4/25 可決	賛成	反=共
閣	1/29	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)	附4/22 可決	附5/16 可決	賛成	全会一致
閣	1/29	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)	附4/22 可決	附5/16 可決	賛成	全会一致
閣	1/29	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)	附4/24 可決	附5/23 可決	賛成	全会一致
閣	2/1	株式会社地域力再生機構法案(閣法第14号)	継続			
閣	2/1	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	附3/31 可決	附4/11 可決	賛成	全会一致
閣	2/1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)	3/27可決	4/9可決	賛成	全会一致
閣	2/1	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)	附4/17 可決	附5/23 可決	賛成	反=共
閣	2/1	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)	附3/27 可決	附4/9 可決	賛成	全会一致
閣	2/1	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)	3/25可決	附3/31 可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	2/1	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第20号)	4/8修正	4/11可決	賛成	全会一致
閣	2/1	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	4/8可決	4/11可決	賛成	全会一致
閣	2/1	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)	附3/25 可決	附3/31 可決	賛成	反=社
閣	2/1	生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)	4/3修正	4/11可決	賛成	反=共
閣	2/1	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)	3/25可決	3/28可決	賛成	全会一致
閣	2/1	特許法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)	4/3可決	4/11可決	賛成	全会一致
閣	2/1	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)	附3/25 修正	附4/9可決	賛成	全会一致
閣	2/5	地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)	附4/3可決	附5/14 可決	賛成	全会一致
閣	2/5	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第28号)	4/3可決	5/14可決	賛成	全会一致
閣	2/5	電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)	附4/17 修正	附5/23 可決	賛成	全会一致
閣	2/5	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第30号)	4/8可決	4/16可決	賛成	全会一致
閣	2/5	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	附4/10 修正	附5/14 可決	賛成	全会一致
閣	2/5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第32号)	附4/24 修正	附4/25 可決	賛成	衆=全会一致 参反=(各)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	2/5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(閣法第33号)	附4/10 可決	附5/9可決	賛成	全会一致
閣	2/5	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	附5/22 可決	附5/30 可決	賛成	反=共
閣	2/5	港湾法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	5/27可決	6/6可決	賛成	全会一致
閣	2/5	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)	4/15可決	未付託 未了	賛成	衆反=共社
閣	2/8	平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(閣法第37号)	継続			
閣	2/8	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)	4/17可決	附5/9可決	賛成	全会一致
閣	2/8	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第39号)	附4/17 可決	附5/16 可決	賛成	全会一致
閣	2/8	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)	4/17可決	5/16可決	賛成	全会一致
閣	2/15	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)	4/24可決	附5/21 可決	賛成	全会一致
閣	2/15	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)	5/20可決	5/28可決	賛成	全会一致
閣	2/22	独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第43号)	附4/17 可決	附5/28 可決	賛成	全会一致
閣	2/26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(閣法第44号)	継続			
閣	2/26	独立行政法人気象研究所法案(閣法第45号)	継続			
閣	2/26	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	4/30可決	4/18可決	賛成 (衆欠席)	衆欠=民社 参=全会一致
閣	2/26	領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第47号)	6/5可決	4/11可決	賛成	衆=全会一致 参反=(各)
閣	2/29	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)	附4/22 可決	附5/28 可決	賛成	全会一致
閣	2/29	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)	附4/25 可決	附5/30 可決	賛成	全会一致
閣	2/29	独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第50号)	継続			
閣	2/29	社会教育法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)	附5/27 可決	附6/4可決	賛成	反=共
閣	2/29	学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)	附6/3修正	附6/11 可決	賛成	全会一致
閣	2/29	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(閣法第53号)	継続			
閣	2/29	信用保証協会法の一部を改正する法律案(閣法第54号)	附5/20 可決	附6/4可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	2/29	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)	5/20可決	6/4可決	賛成	全会一致
閣	2/29	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第56号)	5/20可決	6/4可決	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
閣	3/4	独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)	附4/15 可決	附4/25 可決	賛成	全会一致
閣	3/4	消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)	附4/15 可決	附4/25 可決	賛成	全会一致
閣	3/4	金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)	附5/27 可決	附6/6可決	賛成	衆反=共社 参反=(共)社(各)

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

169回通常国会の案件一覧(2008年1月18日~2008年6月21日)

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
閣	3/4	児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第60号)	附5/29 可決	未付託未了	賛成	衆=全会一致
閣	3/4	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)	附4/25 可決	附5/23 可決	賛成	全会一致
閣	3/4	揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)	附4/25 可決	附5/23 可決	賛成	全会一致
閣	3/4	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)	附5/22 可決	附5/16 可決	賛成	全会一致
閣	3/4	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号)	附6/10 修正	附5/23 可決	賛成	全会一致
閣	6/10	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号衆議院回付案)		6/11同意	賛成	参=全会一致
閣	3/5	保険法案(閣法第65号)	附4/30 可決	附5/30 可決	参賛成 (衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社 参反=共
閣	3/5	保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第66号)	附4/30 可決	附5/30 可決	参賛成 (衆欠席)	衆反=共 衆欠=民社 参反=共
閣	3/5	介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)	4/25可決	附5/21 可決	賛成	全会一致
閣	3/7	少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)	附6/3修正	附6/11 可決	賛成	衆反=共社国 参反=共社(各)
閣	3/7	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第69号)	継続			
閣	3/7	特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第70号)	附5/29 可決	附6/11 可決	賛成	全会一致
閣	3/7	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(閣法第71号)	附6/5可決	附6/11 可決	賛成	衆反=共 参反=共(各)
閣	3/7	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)	附4/25 修正	附6/6可決	賛成	反=共
閣	3/11	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第73号)	継続			
閣	3/21	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第74号)	継続			
閣	4/4	国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)	5/29修正	附6/6可決	賛成	衆反=共国 参反=(民)共(各)
閣	4/11	行政不服審査法案(閣法第76号)	継続			
閣	4/11	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)	継続			
閣	4/11	行政手続法の一部を改正する法律案(閣法第78号)	継続			
閣	4/25	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第79号)	継続			
閣	5/23	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第80号)	継続			
認	2/8	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出承認第1号)	附3/25 承認	附3/31 承認	賛成	全会一致
認	4/22	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出承認第2号)	6/3承認	6/11承認	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
認	4/22	外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出承認第3号)	6/3承認	6/11承認	賛成	衆反=共社 参反=共社(各)
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第166回国会承諾)	5/23承諾	5/28 不承諾	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出第166回国会承諾)	5/23承諾	5/28 不承諾	反対	衆反=民国 参反=民

種類	提出	案件名	衆結果	参結果	態度	備考
諾	継続	平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出第166回国会承諾)	5/23承諾	5/28不承諾	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
諾	継続	平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第166回国会承諾)	5/23承諾	5/28不承諾	反対	衆反=民国 参反=民(各)
諾	継続	平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出第166回国会承諾)	5/23承諾	5/28不承諾	反対	衆反=民国 参反=民
諾	3/18	平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出承諾)	継続			
諾	3/18	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出承諾)	継続			
諾	3/18	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(内閣提出承諾)	継続			
諾	5/20	平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出承諾)	継続			
諾	5/20	平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(内閣提出承諾)	継続			
決	継続	平成十八年度一般会計歳入歳出決算(第168回国会決算)	6/10議決	6/11是認しない	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
決	継続	平成十八年度特別会計歳入歳出決算(第168回国会決算)	6/10議決	6/11是認しない	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
決	継続	平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書(第168回国会決算)	6/10議決	6/11是認しない	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
決	継続	平成十八年度政府関係機関決算書(第168回国会決算)	6/10議決	6/11是認しない	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
国	継続	平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第168回国会国有財産)	6/10是認	6/11是認しない	反対	衆反=民共社国 参反=民共社(各)
国	継続	平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第168回国会国有財産)	6/10是認	6/11是認	反対	衆反=民国 参反=(民)
N	継続	日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出第166回国会NHK決算)	6/5異議がない	6/11是認しない	反対	衆反=民共 参反=(民)共社(各)
N	2/8	日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出NHK決算)	6/5異議がない	6/11是認	賛成	衆反=共 参反=共(各)
議	6/5	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案(笹川堯君外十二名[自民公共社国]提出衆議院決議第1号)	省6/6可決		賛成	衆=全会一致
議	6/5	国民読書年に関する決議案(笹川堯君外十二名[自民公共社国]提出衆議院決議第2号)	省6/6可決		賛成	衆=全会一致
議	6/11	福田内閣信任決議案([自公]提出衆議院決議第3号)	省6/12可決		欠席	衆反=共 衆欠=民社国
議	6/5	国民読書年に関する決議案(西岡武夫君外六名[民自公]提出参議院決議第1号)		省6/6可決	賛成	参=全会一致
議	6/5	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案(西岡武夫君外六名[民自公]提出参議院決議第2号)		省6/6可決	賛成	参=全会一致
議	6/5	厚生労働委員長岩本司君解任決議案(衛藤晟一君外一名[自公]提出参議院決議第3号)		省6/6可決	反対	参反=自公
議	6/11	内閣総理大臣福田康夫君問責決議案(奥石東君外二十名[民社]提出参議院決議第4号)		省6/11可決	賛成	参反=自公(各)
程	3/31	参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(事務局職員定員参議院規程第1号)		省3/31可決	賛成	参反=共社(各)

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算 則=規則 程=規程
修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自=賛否決めず

第3次 小沢『次の内閣』一覧 (2007年9月1日～)



小沢 一郎
ネクスト総理大臣



菅 直人
ネクスト副総理大臣



輿石 東
ネクスト副総理大臣



鳩山 由紀夫
ネクスト国務大臣



直嶋 正行
ネクスト官房長官



原口 一博
ネクスト総務大臣



鉢呂 吉雄
ネクスト外務大臣



浅尾 慶一郎
ネクスト防衛大臣



松井 孝治
ネクスト内閣府担当大臣



中川 正春
ネクスト財務大臣



大畠 章宏
ネクスト金融担当大臣
(経済財政担当)



山田 正彦
ネクスト厚生労働大臣



増子 輝彦
ネクスト経済産業大臣



細川 律夫
ネクスト法務大臣



小宮山 洋子
ネクスト文部科学大臣



神本 美恵子
ネクスト子ども・男女
共同参画担当大臣



筒井 信隆
ネクスト農林水産大臣



長浜 博行
ネクスト国土交通大臣



岡崎 トミ子
ネクスト環境大臣



長妻 昭
ネクスト年金担当大臣
ネクスト官房副長官



福山 哲郎
ネクスト官房副長官

政策調査会副会長・主査



細野 豪志



平野 達男



大塚 耕平



篠原 孝



馬淵 澄夫



田嶋 要



田島 一成



三日月 大造



泉 健太



藤本 祐司



足立 信也



尾立 源幸



進 舫



大串 博志



横山 北斗

(主査)



大河原 雅子

(主査)

民主党国会レポート 2008 — 国民の生活が第一。

発 行 日：2008 年 7 月 31 日

発 行 人：直嶋 正行

発 行 所：民主党政策調査会

〒 100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館内

Tel.03-3581-5111 (内線 3873 ~ 3876)

民主党本部：〒 100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

Tel.03-3595-9988 (代表)

URL <http://www.dpj.or.jp>



民主党国会レポート
2008